昭25.9.25.

官報

主要目次

省令
○食糧管理法施行規則の一部改正　三三七頁
○連合国人商標戦後措置令施行規則の一部改正　三三七
規則
○職種及び職級の決定及び公表　三三七
告示
○昭和二十五年外国為替管理委員会告示第一号の一部改正　三三七
○解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令第二条第二項の規定により財産の指定　三三七
○社会教育法第五十一条によつて通信教育の認定　三三九
○食糧管理法の施行に関する件の一部改正　三三九
○電気事業主任技術者資格検定規則第十五条の規定による認定学校およびその卒業者の資格の件の一部改正　三三九
○被使用船舶の所有者に対し商船管理委員会が支拂うべき金額並に其の條件及方法の一部改正　三三九
○第一日正丸無線電報取扱所等の施設事項変更　三四〇
○汽艦潜接士実技試験規程の一部改正　三四〇
○文化財保護法に基き天然記念物仮指定(石川県)　三四〇
訓令
○経済調査協議会規程の一部改正　三四〇

省令

◎農林・運輸省令第五号

食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）及び食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）に基き、食糧管理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十五年九月二十五日

農林大臣　広川弘禪
運輸大臣　山崎猛

食糧管理法施行規則の一部を改正する省令

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中「甘しよ」を「輸入された米穀であつて指定輸入生活物資配給規則の規定により売り渡され又は買い受けられるもの、甘しよ」に改め、「（昭和二十五年大蔵、厚生、農林、通商産業省令第一号）」を削る。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

◎通商産業省令第七十七号

連合国人商標戦後措置令施行規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十五年九月二十五日

通商産業大臣　横尾龍

連合国人商標戦後措置令施行規則の一部を改正する省令

連合国人商標戦後措置令施行規則（昭和二十五年通商産業省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二條中「第一條から第八條まで」を「第一條から第八條まで、第九條の二から第九條の四まで」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年二月一日から適用する。

規則

人事院は、国家公務員の職階制に関する法律に基き、職種及び職級の決定及び公表に関し次の人事院規則を制定する。

昭和二十五年九月二十五日

人事院総裁　浅井清

人事院規則六―〇（昭和二十五年九月二十五日施行）

職種及び職級の決定及び公表

1　職種及び職級の決定は、人事院の議決による。

2　人事院は、職種又は職級の新設、変更、併合又は分割を決定したときは、職種の定義又は職級明細書を作成し又は改正し、官報で公示しなければならない。

3　人事院は、職種又は職級の廃止を決定したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

4　第一項の決定は、公示に別段の定のない限り、公示の日から効力を生ずる。

5　職種の定義及び職級明細書は、職種ごとに両者をあわせて編集し、必要に応じ説明事項、用語の定義その他の事項を附記する。

告示

◎外国為替管理委員会告示第五号

日本銀行の外国為替銀行に対する外国為替貸付制度の実施に伴い、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七條第三項及び第四項の規定に基き、昭和二十五年一月十六日外国為替管理委員会告示第一号の一部を次のように改め、昭和二十五年九月二十五日から適用する。

昭和二十五年九月二十五日

外国為替管理委員会委員長代理　奥村竹之助

二を次のように改める。

二　先物取引相場
　直物取引相場と同一とする。

附則

昭和二十五年九月二十五日前に、外国為替管理委員会の管理及び運営する外貨資金を使用して輸入信用状を発行した取引に基く輸入手形の決済については、昭和二十五年一月十六日外国為替管理委員会告示第一号は、この告示後でも、なおその効力を有する。

◎法務府告示第百五十八号

解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令（昭和二十三年政令第二百三十八号）第二條第二項の規定により次の財産を指定する。

昭和二十五年九月二十五日

法務総裁　大橋武夫

解散団体財団法人海仁会横須賀支部が昭和二十一年四月三十日合名会社久里浜会館に譲渡し、さらに合名会社久里浜会館が昭和二十一年十一月株式会社久里浜会館に譲渡した左の財産

品名	数量
理髪椅子	三
タオル蒸器	一
消毒器	一
台秤	二
氷削機械	一
洋籠	三、
蚊帳	一
調理品陳列台	四
金庫	一
金銭登録器	二
裁縫機	二
冷蔵庫	三
冷凍機	二
貨物自動車	一
小型貨物自動車	一
ダットサン乗用自動車	一
タンク　大	二
タンク　中	一
飯台　大	二
販売台	一六
卓掛	一
蒸気釜	二
書類箱	一
タイプライター	一
書類戸棚	一
打込井戸ポンプ	一
卓子大型	三
手提金庫	一
書庫	一
担架	一
鉄鍋	二
洋鍋	一
洗米機	一
電動機	一
廻転椅子	三
蓄音機	一
寝具その他の備品一切	一三

◎大蔵省告示第八百六十号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第六回東邦宝定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年九月二十五日

大蔵大臣　池田勇人

一　名称　第六回東邦宝定期預金

二　條件

(一)　契約期間　六月

(二)　預入金額　一口千円

(三)　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十五年九月二十五日から同年十一月二十四日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、特賞は、十組につき一本とし、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇	一〇
二等	一、〇〇〇	二〇

昭和二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

三等	五〇〇	
四等	五〇	一〇
五等	三〇	一、〇〇〇
六等	一七	八、八八七
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十五年十二月三日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年十一月十一日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第八百六十一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、伏木信用組合割増金附躍進定期積金の細目を次のように定める。

昭和二十五年九月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　伏木信用組合割増金附躍進定期積金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　給付金額　一口六千円

㈢　掛金の金額及び回数　抽せんは二回とし、給付金額一口につき、各回の抽せん権一個を附與する。

㈣　抽せん権　第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。

三　取扱の時期　昭和二十五年十月十五日から同年十二月十五日まで。

四　割増金　抽せんは、一口につき、各組二百個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一、〇〇〇円	一本
一等	五〇〇	二
二等	二〇〇	五
三等	五〇	四〇
計		四六

五　抽せん期日　組の成立後十日以内で取扱者の定める日

六　割増金の支拂開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◎大蔵省告示第八百六十二号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、坂城町農協新築記念定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年九月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　坂城町農協新築記念定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十五年九月二十五日から同年十月二十五日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五百個をもつて一組とし、各四組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	二、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	三
二等	三〇〇	八
三等	五〇	六〇
四等	一七	一、九二八
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十五年十一月十一日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年十一月十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第八百六十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第四回両羽無盡ニヨニヨ定期預金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年九月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　第四回両羽無盡ニヨニヨ定期預金

二　條件

㈠　契約期間　一年

㈡　預入金額　一口五百円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十五年九月二十五日から同年十一月二十四日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、特等は、二組につき一本とし、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	二
二等	一〇〇	一〇
三等	三〇	一〇〇
四等	一八	八、八九七
五等		一〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十五年十一月十二日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年十一月十五日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第八百六十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、青森信用組合割増金附定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年九月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　青森信用組合割増金附定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十五年九月二十五日から同年十一月二十四日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権三千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
特等	一、〇〇〇円	一本
一等	五〇〇	四
二等	一〇〇	五〇
三等	五〇	三〇〇
四等	一七	九、六四五
五等		一〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十五年十二月八日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年十一月十八日

七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。この預金は、この預金の預入の際、その取扱者と無盡契約をしている者に限り、預け入れることができる。

八　その他　この預金の預入の際、その取扱者と無盡契約をしている者に限り、預け入れることができる。

◎大蔵省告示第八百六十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、伏見信用組合第三回ラッキー定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年九月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　伏見信用組合第三回ラッキー定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十五年九月二十五日から同年十一月十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇	三
二等	五〇〇	一〇
三等	一〇〇	三〇
四等	五〇	一〇〇
五等	一四	二、八五六
計		三、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十五年十一月二十五日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年十一月三十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	二
三等	一〇〇	一〇
四等	三〇	一〇〇
五等	一八	八、八九七
計		一〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十五年十一月十二日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年十一月十五日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第八百六十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、新宿信用組合割増金附新進定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年九月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　新宿信用組合割増金附新進定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十五年九月二十五日から同年十一月十日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	三〇、〇〇〇円	一本
二等	二、〇〇〇	一一
三等	五〇〇	三一
四等	二〇〇	五一
五等	一〇〇	五〇
六等	五〇	

五　抽せん期日　昭和二十五年十一月十二日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年十一月二十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎大蔵省告示第八百六十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、井萩信用組合割増金附第一回幸運定期貯金の細目等を次のように定める。

昭和二十五年九月二十五日

大蔵大臣　池田　勇人

一　名称　井萩信用組合割増金附第一回幸運定期貯金

二　條件

㈠　契約期間　六月

㈡　預入金額　一口千円

㈢　利息　付けない。

三　取扱の時期　昭和二十五年九月二十六日から同年十一月二十六日まで。

四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特賞	二〇、〇〇〇円	一本
一等	三、〇〇〇	二
二等	一、〇〇〇	三
三等	三〇〇	一〇
四等	一八	六〇
五等	九、三八四	一〇、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十五年十二月六日

六　割増金の支拂開始期日　昭和二十五年十一月二十日

七　貯金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◎文部省告示第五十七号

社会教育法第五十一條によつて左記の通信教育を昭和二十五年九月八日認定した。

昭和二十五年九月二十五日

文部大臣　天野　貞祐

一、名称　通信教育「英語カレッジ（カレッジ科、シニア科、ジュニア科）」

二、目的　通信教育の方法によつて学習者に英米語を正しく理解させ、文化国民としての教養を正しく理解させる。

三、経営主体　財団法人日本英語教育協会

四、代表者　赤尾　好夫

五、事務所在地　東京都新宿区牛込寺町五番地

六、開講時期　昭和二十五年九月

◎農林省告示第二百九十七号

食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）第十條の規定に基き、昭和二十二年農林省告示第百九十六号（食糧管理法の施行に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年九月二十五日

農林大臣　広川　弘禪

九の㈠中「輸入された小麦粉で製造したパン」の下に「又は輸入された米穀」を加え、「第六号」を「第七号」に改める。

◎通商産業省告示第百七十六号

昭和二十一年二月商工省告示第四十三号（電気事業主任技術者資格検定規則第十五條の規定による認定学校およびその卒業者の資格の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年九月二十五日

通商産業大臣　横尾　龍

愛知県立工業専門学校の項の次に「名古屋専門学校（昭和二十三年以後ノ卒業生ニシテ第一部応用物理学科ニ於テ電気工学ヲ専修セル者ニ限ル。）第二種」を加える。

◎運輸省告示第二百四号

戦時海運管理令（昭和十七年勅令第二百三十五号）第四十七條の規定に依り被使用船舶の所有者に対し商船管理委員会が支拂うべき金額並に其の條件及方法（昭和十七年五月通信省告示第七百二十五号）の一部を次のように改正し、昭和二十五年八月一日から適用する。

昭和二十五年九月二十五日

運輸大臣　山崎　猛

別表三の(3)の㈠を次のように改める。

㈠　戦時標準型船

別表二の(3)の㈠を次のように改める。

㈠　昭和二十二年六月二十二日以前ニ竣工シタルモノ

船型	保険金額	料率
	円	円
2T	二五六、〇〇〇	二・四〇
2TA	二七六、〇〇〇	二・六二五
2TAM	二五六、〇〇〇	二・四〇
2TAMA	二七六、〇〇〇	二・六二五
2TAMED	二五六、〇〇〇	二・四〇
2TAMEDA	二七六、〇〇〇	二・六二五
2TAMEDAL	二五六、〇〇〇	二・四〇
3T	二五六、〇〇〇	二・四〇
3TA	二七六、〇〇〇	二・六二五
3TAA	二五六、〇〇〇	二・四〇
3TAAM	二七六、〇〇〇	二・六二五
3TAAMED	二五六、〇〇〇	二・四〇
3TAAMEDA	二七六、〇〇〇	二・六二五
3TAAMEDAL	二五六、〇〇〇	二・四〇
3TB	二五六、〇〇〇	二・四〇
3TBA	二七六、〇〇〇	二・六二五
3TBAA	二五六、〇〇〇	二・四〇
3TBAAM	二七六、〇〇〇	二・六二五
3TBAAMED	二五六、〇〇〇	二・四〇
3TBAAMEDA	二七六、〇〇〇	二・六二五
3TBAAMEDAL	二五六、〇〇〇	二・四〇
3TE	二五六、〇〇〇	二・四〇
3TED	二七六、〇〇〇	二・六二五
3TEDA	二五六、〇〇〇	二・四〇
3TEDAL	二七六、〇〇〇	二・六二五
3TEDB	二五六、〇〇〇	二・四〇
3TEDBA	二七六、〇〇〇	二・六二五
3TEDBAA	二五六、〇〇〇	二・四〇
3TEDBAAM	二七六、〇〇〇	二・六二五
3TEDBAAMED	二五六、〇〇〇	二・四〇
3TEDBAAMEDA	二七六、〇〇〇	二・六二五
3TEDBAAMEDAL	二五六、〇〇〇	二・四〇
4E	二三四、〇〇〇	二・四〇
4ET	二五六、〇〇〇	二・六二五
4ETE	二三四、〇〇〇	二・四〇
4ETED	二五六、〇〇〇	二・六二五
4ETEDA	二三四、〇〇〇	二・四〇
4ETEDAL	二五六、〇〇〇	二・六二五
4ETEDB	二三四、〇〇〇	二・四〇
4ETEDBA	二五六、〇〇〇	二・六二五
4ETEDBAA	二三四、〇〇〇	二・四〇
4ETEDBAAM	二五六、〇〇〇	二・六二五
4ETEDBAAMED	二三四、〇〇〇	二・四〇
4ETEDBAAMEDA	二五六、〇〇〇	二・六二五
4ETEDBAAMEDAL	二三四、〇〇〇	二・四〇

船型	保険金額	料率
	円	円
2E	一二、〇〇〇	三・七〇
2ET	一三、〇〇〇	三・八五
2ETE	一二、〇〇〇	三・七〇
2ETED	一三、〇〇〇	三・八五
2ETEDA	一二、〇〇〇	三・七〇
3E	一二、〇〇〇	三・七〇
3ET	一三、〇〇〇	三・八五
3ETE	一二、〇〇〇	三・七〇
3ETED	一三、〇〇〇	三・八五
3ETEDA	一二、〇〇〇	三・七〇
3ETEDAL	一三、〇〇〇	三・八五
3ETEDB	一二、〇〇〇	三・七〇
3ETEDBA	一三、〇〇〇	三・八五
3ETEDBAA	一二、〇〇〇	三・七〇
3ETEDBAAM	一三、〇〇〇	三・八五
3ETEDBAAMED	一二、〇〇〇	三・七〇
3ETEDBAAMEDA	一三、〇〇〇	三・八五
3ETEDBAAMEDAL	一二、〇〇〇	三・七〇
4E	一二、〇〇〇	三・七〇
4ET	一三、〇〇〇	三・八五
4ETE	一二、〇〇〇	三・七〇
4ETED	一三、〇〇〇	三・八五
4ETEDA	一二、〇〇〇	三・七〇
4ETEDAL	一三、〇〇〇	三・八五
4ETEDB	一二、〇〇〇	三・七〇
4ETEDBA	一三、〇〇〇	三・八五
4ETEDBAA	一二、〇〇〇	三・七〇
4ETEDBAAM	一三、〇〇〇	三・八五
4ETEDBAAMED	一二、〇〇〇	三・七〇
4ETEDBAAMEDA	一三、〇〇〇	三・八五
4ETEDBAAMEDAL	一二、〇〇〇	三・七〇

但シ㈠ノ乗出船価ガ㈡ノ同型船ノ保険金額ニ足ラザルモノニ付テハ㈡ノ保険金額ヲ以テ当該船舶ノ保険金額トス。

船型	(甲)	(乙)
	円	円
B	一九四、六七〇	一〇六、ヲ乗出船価
KF	三五六、〇〇〇	二〇五、〇〇〇
ED	三四八、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
C	三四一、〇〇〇	一九六、〇〇〇
2TT	三三四、〇〇〇	一九二、〇〇〇
2TTM	三二七、〇〇〇	一八八、〇〇〇
2TTLE	三二〇、〇〇〇	一八四、〇〇〇
2TTEDA	三一三、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
2TTSL	三〇六、〇〇〇	一七六、〇〇〇
2ET	三〇〇、〇〇〇	一七二、〇〇〇
2ETM	二九三、〇〇〇	一六八、〇〇〇
2ETLE	二八六、〇〇〇	一六四、〇〇〇
2ETEDA	二七九、〇〇〇	一六〇、〇〇〇
2ETSL	二七二、〇〇〇	一五六、〇〇〇
3ET	二六五、〇〇〇	一五二、〇〇〇
3ETM	二五八、〇〇〇	一四八、〇〇〇
3ETLE	二五一、〇〇〇	一四四、〇〇〇
3ETEDA	二四四、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
3ETSL	二三七、〇〇〇	一三六、〇〇〇
3ETED	二三〇、〇〇〇	一三二、〇〇〇
3ETEDB	二二三、〇〇〇	一二八、〇〇〇
3ETEDBA	二一六、〇〇〇	一二四、〇〇〇
3ETEDBAA	二〇九、〇〇〇	一二〇、〇〇〇

㈡　戦時標準型船一層月ニ付左記(甲)ヨリ(乙)ヲ控除セル額

船型	(甲)	(乙)
	円	円
2E	一九四、六七〇	一〇六、〇〇〇
2ET	三五六、〇〇〇	二〇五、〇〇〇
2ETE	三四八、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
2ETED	三四一、〇〇〇	一九六、〇〇〇
2ETEDA	三三四、〇〇〇	一九二、〇〇〇
3E	三二七、〇〇〇	一八八、〇〇〇
3ET	三二〇、〇〇〇	一八四、〇〇〇
3ETE	三一三、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
3ETED	三〇六、〇〇〇	一七六、〇〇〇
3ETEDA	三〇〇、〇〇〇	一七二、〇〇〇
3ETEDAL	二九三、〇〇〇	一六八、〇〇〇
3ETEDB	二八六、〇〇〇	一六四、〇〇〇
3ETEDBA	二七九、〇〇〇	一六〇、〇〇〇
3ETEDBAA	二七二、〇〇〇	一五六、〇〇〇
3ETEDBAAM	二六五、〇〇〇	一五二、〇〇〇
3ETEDBAAMED	二五八、〇〇〇	一四八、〇〇〇
3ETEDBAAMEDA	二五一、〇〇〇	一四四、〇〇〇
3ETEDBAAMEDAL	二四四、〇〇〇	一四〇、〇〇〇

◎郵政省告示第二百九十五号

昭和二十五年九月郵政省告示第二百八十号（図案文字を挿入せる通信日附印使用の件追加）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年九月二十五日

郵政大臣　田村　文吉

長野県篠ノ井郵便局の項中、使用期間「昭和二十五年九月十五日から同九月二十一日まで」を「昭和二十五年十月二十一日から同十月二十七日まで」に改める。

◎電気通信省告示第二百十三号

次の無線電報取扱所の施設事項を下記の日から変更した。

昭和二十五年九月二十五日　電気通信大臣　田村　文吉

名称	変更事項	新	現在	変更年月日
第一日正丸無線電報取扱所	定係港	大阪	東京	昭和二十四年九月二十六日
第十三日正丸無線電報取扱所	同	同	同	同

◎労働省告示第十五号

昭和二十三年労働省告示第十七号（労働基準法第四十九條及び労働安全衛生規則第三百二十一條第三項の規定による気鑵溶接士実技試験規程）の一部を次のように改正する。

昭和二十五年九月二十五日　労働大臣　保利　茂

第五條第一号中「試験片四箇」を「試験片」に改め、同條第二号中「当金を取りはずした後」を「当金を取りはずしてX線透過試験を行った後」に、「比重試験片二箇」を「裏面曲げ試験片一箇」に、「比重試験片は」を「裏面曲げ試験片は」に改める。

第六條第一号(ハ)中「試験片二箇について」の下に「裏面曲げ試験片一箇について、それぞれ」を加え、同條同号(ロ)中「溶着鉄比重試験は第九図に示す試験片二箇について日本規格基本九〇三によって」を「X線透過試験は昭和二十三年労働省告示第十九号（汽鑵及び特殊汽鑵の構造並びに溶接規格）第二百二十一條によって」に改める。

第七條第二号(ハ)中「側面曲げ」の下に「及び裏面曲げ」を加え、同條同号(ロ)を次のように改める。

(ロ)　X線透過試験は昭和二十三年労働省告示第十九号（汽鑵及び特殊汽鑵の構造並びに溶接規格）第二百二十二條第二号中第十三表二級以上

第一図を次のように改める。

（図面省略）

第五図を次のように改める。

（図面省略）

第九図を次のように改める。

（図面省略）

◎石川県教育委員会告示第十三号

文化財保護法第七十條の規定に基き、昭和二十五年九月四日天然記念物を次の通り仮指定した。

昭和二十五年九月二十五日　石川県教育委員会

名称	手取川流域の珪化木
地域	石川県石川郡白峰村地内
管理者	白峰村

訓令

◎経済調査庁訓令第三号

各管区経済調査庁官房企画課において、管区経済調査協議会にあっては、管区経済調査庁官房企画課及び総務課において、地方経済調査協議会にあっては、地方経済調査庁の総務課において、それぞれ処理する。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

正誤

昭和二十五年八月十九日官報号外（第百一号）公布地方財政委員会規則第九條二行「昭和二十五年政令第二百四十五号」は「昭和二十五年政令第二百四十五号」の、同六行「第十八條第一項の規定による申告をすると同時に」は削るはずの、三頁第三号様式中取得価額欄及び見積価額の点線は下欄にも通すはずの、同備考3.中「分けることゝ」は「分けて記載することゝ」の、同頁第四号様式の備考中「各々別紙とし」は削るはずの、五頁第六号様式の表面中「登録年月日」は「登記年月日」の、六頁第七号様式中「所有者氏名又は名称印」の、同は「所有者氏名又は名称」に改める。

第六條第一号(ハ)中「試験片二箇について」の下に「裏面曲げ試験片一箇について、それぞれ」を加え、同條同号(ロ)中「溶着鉄比重試験は第九図に示す試験片二箇について日本規格基本九〇三によって」を「X線透過試験は昭和二十三年労働省告示第十九号（汽鑵及び特殊汽鑵の構造並びに溶接規格）第二百二十二條によって」に改める。

第七條第二号(ハ)中「側面曲げ」の下に「及び裏面曲げ」を加え、同條同号(ロ)を次のように改める。

(ロ)　X線透過試験は昭和二十三年労働省告示第十九号（汽鑵及び特殊汽鑵の構造並びに溶接規格）第二百二十二條第二号中第十三表二級以上

第一図を次のように改める。

（図面省略）

第五図を次のように改める。

（図面省略）

第九図を次のように改める。

（図面省略）

◎石川県教育委員会告示第十三号

文化財保護法第七十條の規定に基き、昭和二十五年九月四日天然記念物を次の通り仮指定した。

昭和二十五年九月二十五日　石川県教育委員会

名称	手取川流域の珪化木
地域	石川県石川郡白峰村地内
管理者	白峰村

訓令

◎経済調査庁訓令第三号

各管区経済調査庁官房企画課において、管区経済調査協議会にあっては、管区経済調査庁官房企画課及び総務課において、地方経済調査協議会にあっては、地方経済調査庁の総務課において、それぞれ処理する。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○総理府

秋山孝之輔　一万田尚登　加賀山之雄　梶原茂嘉　刈米達夫　工藤昭四郎　佐藤運雄　高梨博司　高橋龍太郎　古垣鉄郎　山県勝見

中央災害救助対策協議会委員を命ずる（九月二十一日）

○外国為替管理委員会

◎昭和二十五年八月三十一日

厚生事務官　伊藤誠国

総理府事務官に任命する

総理府事務官　岡田晃

外務省へ出向を命ずる

同　伊藤誠国

十級一号俸を給する

外国為替管理委員会事務局管理部外国為替予算課勤務を命ずる（以上八月三十一日）

同

外国為替管理委員会事務局会計課長に兼ねて任命する（九月七日人事院規則八―一一に依る任用）

同　小島要太郎

外国為替管理委員会事務局総務課長事務代理を命ずる

同　牛場信彦

外務省へ出向を命ずる（以上九月十五日）

同　光藤俊雄

○昭和二十五年八月三十一日

外務省へ出向を命ずる

同　伊藤誠国

十級一号俸を給する

外国為替管理委員会事務局管理部外国為替予算課勤務を命ずる（以上八月三十一日）

同

外国為替管理委員会事務局会計課長に兼ねて任命する（九月七日人事院規則八―一一に依る任用）

同　小島要太郎

外国為替管理委員会事務局総務課長事務代理を命ずる

同　牛場信彦

外務省へ出向を命ずる（以上九月十五日）

同　光藤俊雄

○文部省

◎昭和二十五年八月三十一日

（各通）　横山堀江清彌哲

（各通）　農林技官　北川政夫　鷲見中嶺　酒井栄吾

文部教官に任命する

文部教官　宮本又次

兼ねて大阪大学教授に補する（七月一日）

文部事務官　橋本俊彦

北海道大学学生課長を命ずる

文部教官　井上和雄　奥山静

兼ねて愛知学芸大学助教授に補する（以上七月三十一日）

文部事務官　稲田清助

国立教育研究所評議員を命ずる（八月三日）

（各通）　一万田尚登　秋山孝之輔　加賀山之雄　梶原茂嘉　刈米達夫　工藤昭四郎　佐藤運雄　高梨博司　高橋龍太郎　古垣鉄郎　山県勝見

中央災害救助対策協議会委員を命ずる（九月二十一日）

○外国為替管理委員会

◎昭和二十五年八月三十一日

厚生事務官　伊藤誠国

総理府事務官に任命する

総理府事務官　岡田晃

外務省へ出向を命ずる

同　伊藤誠国

十級一号俸を給する

外国為替管理委員会事務局管理部外国為替予算課勤務を命ずる（以上八月三十一日）

同

外国為替管理委員会事務局会計課長に兼ねて任命する（九月七日人事院規則八―一一に依る任用）

同　小島要太郎

外国為替管理委員会事務局総務課長事務代理を命ずる

同　牛場信彦

外務省へ出向を命ずる（以上九月十五日）

同　光藤俊雄

○文部省

◎昭和二十五年八月三十一日

（各通）　横山堀江清彌哲

（各通）　農林技官　北川政夫　鷲見中嶺　酒井栄吾

文部教官に任命する

文部教官　宮本又次

兼ねて大阪大学教授に補する（七月一日）

文部事務官　橋本俊彦

北海道大学学生課長を命ずる

文部教官　井上和雄　奥山静

兼ねて愛知学芸大学助教授に補する（以上七月三十一日）

文部事務官　稲田清助

国立教育研究所評議員を命ずる（八月三日）

文部教官　佳木論介

ブラジル国及びアメリカ合衆国へ出張を命ずる（八月十日）

同　彌永昌吉

アメリカ合衆国へ出張を命ずる（八月二十日）

文部事務官　相良惟一

文部省大臣官房総務課長を命ずる

前田充明

同

文部省大臣官房福利課長を命ずる

小林行雄

同

文部省社会教育局芸術課長を命ずる

宮地茂

同

文部省大学学術局学生生活課長を命ずる

同

文部省管理局教育施設部学校給食課長を命ずる（以上八月二十九日）

同　彌永昌吉

文部教官　林惠海

スイス国及びイタリア国へ出張を命ずる

同

ベルギー国、スイス国及びイギリス国へ出張を命ずる（以上八月三十日）

横山哲

北海道学芸大学北海道第二師範学校教授に補する

同

東京学芸大学講師に補する

北川政夫

横浜国立大学神奈川師範学校教授に補する

堀江清彌

兼ねて横浜国立大学教授に補する

同

文部省管理局教育施設部学校給食課長を命ずる（以上八月二十九日）

同　彌永昌吉

文部教官　林惠海

スイス国及びイタリア国へ出張を命ずる

同

ベルギー国、スイス国及びイギリス国へ出張を命ずる（以上八月三十日）

横山哲

北海道学芸大学北海道第二師範学校教授に補する

同

東京学芸大学講師に補する

北川政夫

横浜国立大学神奈川師範学校教授に補する

堀江清彌

兼ねて横浜国立大学教授に補する

同

（各通）　森永卓一　野路来吉

兼ねて富山大学教授に補する

同　鳥取孝太郎

兼ねて富山大学助教授に補する

同　足立元徳

兼ねて富山大学講師に補する

同　鷲見中嶺

岐阜大学岐阜師範学校教授に補する

同　中沢正壽

兼ねて静岡大学静岡第一師範学校附属小学校主事を命ずる

同　伊藤秀夫

兼補静岡大学静岡第一師範学校附属小学校主事を免ずる

同　酒井栄吾

愛知学芸大学愛知第二師範学校教授に補する

同　津留宏

奈良女子大学奈良女子高等師範学校教授に補する

同

（各通）　森永卓一　野路来吉

兼ねて富山大学教授に補する

同　鳥取孝太郎

兼ねて富山大学助教授に補する

同　足立元徳

兼ねて富山大学講師に補する

同　鷲見中嶺

岐阜大学岐阜師範学校教授に補する

同　中沢正壽

兼ねて静岡大学静岡第一師範学校附属小学校主事を命ずる

同　伊藤秀夫

兼補静岡大学静岡第一師範学校附属小学校主事を免ずる

同　酒井栄吾

愛知学芸大学愛知第二師範学校教授に補する

同　津留宏

奈良女子大学奈良女子高等師範学校教授に補する

同

（各通）　重見辰馬

愛媛大学助教授に補する

同　堀越和衛

愛媛大学助手を命ずる

同　野中常雄

兼ねて鹿児島大学助教授に補する

同　西勇恕

鹿児島大学助教授に補する

兼ねて鹿児島大学鹿児島師範学校教授に補する

（各通）　同　藤本秀雄　同　小関捷郎

願に依り本官を免ずる（以上八月三十一日）

○経済安定本部

◎昭和二十五年六月一日

経済安定事務官　原田弘成

経済調査官に任命する

◎昭和二十五年六月八日

経済安定事務官　松浦義治

経済調査官に任命する

◎昭和二十五年六月十五日

経済安定事務官　井手瑞穂

経済調査官に任命する

◎昭和二十五年七月三十一日

経済安定事務官　蛭田実

経済調査官に任命する

経済調査官　原田弘成

福岡管区経済調査部監査第一課長を命ずる

同

福岡管区経済調査部監査第一課長事務取扱を免ずる

同

（各通）　佐藤素一　藤田九洲男　和気壮

願に依り本官を免ずる（以上六月一日）

同　星皎雄

願に依り本官を免ずる

同　柳田桃太郎

福岡管区経済調査部監査第二課長事務取扱を命ずる（以上六月三日）

中村松壽

願に依り本官を免ずる（六月五日）

松浦義治

高松管区経済局査察部長糧課長を命ずる

同　浜名政雄

高松管区経済局査察部長糧課長事務取扱を免ずる

同　柳田桃太郎

福岡管区経済調査部監査第一課長事務取扱を免ずる

同

（各通）　藤本秀雄　小関捷郎

願に依り本官を免ずる（以上八月三十一日）

○経済安定本部

◎昭和二十五年六月一日

経済安定事務官　原田弘成

経済調査官に任命する

◎昭和二十五年六月八日

経済安定事務官　松浦義治

経済調査官に任命する

◎昭和二十五年六月十五日

経済安定事務官　井手瑞穂

経済調査官に任命する

◎昭和二十五年七月三十一日

経済安定事務官　蛭田実

経済調査官に任命する

経済調査官　原田弘成

福岡管区経済調査部監査第一課長を命ずる

同

福岡管区経済調査部監査第一課長事務取扱を免ずる

同

（各通）　藤本秀雄　小関捷郎

願に依り本官を免ずる（以上八月三十一日）

（各通）　同　久保三九郎　古賀長村

願に依り本官を免ずる（以上八月八日）

同　田頭喜一

願に依り本官を免ずる

同　工藤太郎

長崎地方経済調査局第二部長事務取扱を命ずる（以上八月十日）

同　川頭芳雄

佐賀地方経済調査局第一部長を命ずる

同　井手瑞穂

佐賀地方経済調査局第二部長を命ずる

同　桑田治男

宮崎地方経済調査局第二部長を命ずる

同　土光加藤男

佐賀地方経済調査局第一部長事務取扱を免ずる

同　二宮力

宮崎地方経済調査局第二部長事務取扱を免ずる

同　犬塚勇

願に依り本官を免ずる

同　岡田佳人

（各通）　同　加茂喜知治　同　網島竹治　同　山之内精喜

願に依り本官を免ずる

同　萩原雄祐

愛媛地方経済調査局第一部長事務取扱を命ずる

同　松井退蔵

同　北川政夫

法務府へ出向を命ずる

同　須貝久彌

神戸税関へ出向を命ずる

同　庵前重雄

住宅金融公庫へ出向を命ずる

同　古海正雄

山口地方経済調査局長心得を命ずる

同　林秀夫

願に依り本官を免ずる（以上六月二十日）

同　森清次

荒原朴水　伊藤喜代松　稲葉孝八　小川伊兵衛　倉上貞次　小宮山勝治　佐藤忠一　清水国治　藤原熊蔵　宮武忠　横溝養之

（各通）　同　久保三九郎　古賀長村

願に依り本官を免ずる（以上八月八日）

同　田頭喜一

願に依り本官を免ずる

同　工藤太郎

長崎地方経済調査局第二部長事務取扱を命ずる（以上八月十日）

同　川頭芳雄

佐賀地方経済調査局第一部長を命ずる

同　井手瑞穂

佐賀地方経済調査局第二部長を命ずる

同　桑田治男

宮崎地方経済調査局第二部長を命ずる

同　土光加藤男

佐賀地方経済調査局第一部長事務取扱を免ずる

同　二宮力

宮崎地方経済調査局第二部長事務取扱を免ずる

同　犬塚勇

願に依り本官を免ずる

同　岡田佳人

（各通）　同　加茂喜知治　同　網島竹治　同　山之内精喜

願に依り本官を免ずる

同　萩原雄祐

愛媛地方経済調査局第一部長事務取扱を命ずる

同　松井退蔵

同　北川政夫

法務府へ出向を命ずる

同　須貝久彌

神戸税関へ出向を命ずる

同　庵前重雄

住宅金融公庫へ出向を命ずる

同　古海正雄

山口地方経済調査局長心得を命ずる

同　林秀夫

願に依り本官を免ずる（以上六月二十日）

同　森清次

荒原朴水　伊藤喜代松　稲葉孝八　小川伊兵衛　倉上貞次　小宮山勝治　佐藤忠一　清水国治　藤原熊蔵　宮武忠　横溝養之

（各通）　同　加留部直人

香川地方経済調査局長心得を命ずる

香川地方経済調査局第一部長を兼ねて命ずる

同　中岡芳雄

厚生省へ出向を命ずる

同　根本藤行

農林省へ出向を命ずる

同　神谷三平

会計検査院へ出向を命ずる

同　都村三郎

（各通）　同　村瀬邦比古

住宅金融公庫へ出向を命ずる

同　佐々木猛

大蔵省へ出向を命ずる

同　鈴木幸太郎

通商産業省へ出向を命ずる（以上六月三十日）

同　大村哲雄

（各通）　同　金田義三　村田敏雄

願に依り本官を免ずる（七月五日）

同　赤塚亘三郎

仙台管区経済局監査部監査第一課長を命ずる

同　桑田治男

願に依り本官を免ずる

同　二宮力

宮崎地方経済調査局第二部長事務取扱を命ずる（以上七月六日）

同　稲田重夫

大阪地方経済調査局勤務を命ずる（七月七日）

（各通）　同　内野菊次　成田耕造

願に依り本官を免ずる（七月十日）

同　白賀繁雄

東京地方経済調査局第二部長を命ずる

同　真子伝次

東京地方経済調査局第二部長事務取扱を免ずる（以上七月十一日）

同　秋山照二

山形地方経済調査局勤務を命ずる

同　中村嘉夫

願に依り本官を免ずる

同　拝郷木

広島管区経済局勤務を命ずる（以上七月十五日）

（各通）　同　荒木三郎　酒井巍

願に依り本官を免ずる（七月二十五日）

同　鈴木薫

（各通）　同　三嶋敦賀

願に依り本官を免ずる（七月二十九日）

同　恭野谷常雄

叙任及び辞令

○内閣

◎昭和二十五年八月十三日

勲七等　安部富八

勲六等に叙し瑞宝章を授ける

◎昭和二十五年八月二十六日

太田鶴蔵

勲八等に叙し瑞宝章を授ける

「総面積」

総面積	町	畝

土地の表中

	町	畝	歩

「総面積」

総面積	町	畝	歩

同頁附表2及び十五頁上段附表3中面積欄の「段」は「町」のいずれも誤り。

地方財政委員会官報報告主任

昭和二十五年八月二十四日電波監理委員会告示第八号の第九号中「A2三九五M」は「A3三九・五M」の、同告示の終り「注　1.東京と通信する場合に使用するものとする。2.三島と通信する場合に使用するものとする。」を加えるはずの、いずれも誤り。

電波監理委員会官報報告主任

同頁得価額欄と帳簿価額欄の間に

「減価償却累計額　千　円　が入るはずの、同備考3.中「取得年月日及び取得価額」は「減価償却額又は」の、同7.中「明細を附さぬものとし、数量欄には同一単位名称（個数等）ごとにその合計を記載しておくことゝ」は「明細を附さぬことゝの、七頁第九号様式中「所有者氏名又は名称印」の、同備考2.中「再評価を行ったものと行わなかったもの」は「再評価を行ったものと行わなかったもの」の、同6.中「耐用年数欄」は「耐用年数欄の、八頁第十号様式中「異動月日」は「異動年月日」の、同地積欄の「段（歩）」は「段（歩）」の、九頁第十一号様式中「所有者氏名印又は名称」は「所有者氏名又は名称印」の、同地積、表題床面積欄の「（段）歩」は「段（歩）」の、十一頁下段第十四号様式中「四」の部」は「田」の部」の、十三頁下段第十七号様式中「再評価額の四倍額の間に

「再評価額　千　円　が入るはずの、十四頁上段第十八号様式I

「※調査年月日　※処理事項

※担当者氏名印　は

※調査年月日　※処理事項

※担当者氏名印　の、

昭25・9・25. 第7112号

同　佐々木健太郎
栃木地方経済調査局第一部長を命ずる
同　池野　清躬
栃木地方経済調査局第一部長事務取扱を免ずる
同　山平　清
国家地方警察本部へ出向を命ずる
同　朝長　啓一
通商産業省へ出向を命ずる
同　高柳　保
東京管区経済局監査部物資調査課長事務取扱を命ずる
同　蛭田　実
東京管区経済局勤務を命ずる
同　原田　正
大阪管区経済局監査部監査第一課長事務取扱を命ずる
同　森田　貞男
滋賀地方経済調査局第一部長事務取扱を命ずる
同　秋山　照二
同　宇野　正已
同　大日方秋男
同　大森　光二
同　黒田　英治
同　鶴崎　清鉄
同　富永　正已
同　樋上　亮一
同　桝田　勇
同　村田　鉄彌
同　森田　雅二
（各通）
願に依り本官を免ずる（以上七月三十一日）
同　中田　重吉
労働省へ出向を命ずる
同　山田　三義
札幌管区経済局査察部物資課長事務取扱を命ずる
同　上坂　卓逸
同　川本　豊
（各通）
願に依り本官を免ずる（以上八月一日）
同　山本　楢美
願に依り本官を免ずる（八月二日）
同　木田幾右衛門
同　栗山　渡
同　根鈴　武雄
（各通）
願に依り本官を免ずる（八月五日）
同　三好　昌秀
願に依り本官を免ずる（八月十日）
同　松崎善三郎
願に依り本官を免ずる（八月十一日）
同　田中　清
願に依り本官を免ずる
同　山田　初男
石川地方経済調査局勤務を命ずる
同　奥村　幸利
願に依り本官を免ずる（以上八月十五日）
同　笠松　巧
同　富金原義一
同　堀　勝
（各通）
願に依り本官を免ずる（八月二十一日）
同　岸田　貞夫
願に依り本官を免ずる（八月二十二日）
同　平田　勇
願に依り本官を免ずる（八月二十五日）
同　村上　禎威
愛知地方経済調査局第二部長を命ずる
同　神尾　周一
岐阜地方経済調査局第二部長を命ずる
同　横尾　篤文
岐阜地方経済調査局第一部長を命ずる
同　大村　吉衞
静岡地方経済調査局第二部長事務取扱を命ずる
同　吉本　勝利
大阪地方経済調査局第二部長を命ずる
同　今島　壽吉
滋賀地方経済調査局第一部長を命ずる
同　林　勝壽
大阪地方経済調査局第二部長事務取扱を免ずる
同　森田　貞男
滋賀地方経済調査局第一部長事務取扱を免ずる
同　寺本　伝
島根地方経済調査局第一部長を命ずる
島根地方経済調査局第二部長を兼ねて命ずる
同　尾添　磐男
島根地方経済調査局第一部長事務取扱を免ずる
同　稲田　晴夫
大阪地方経済調査局勤務を命ずる
同　小西　英三
名古屋管区経済局勤務を命ずる
同　岩竹　貢
広島管区経済局勤務を命ずる
同　飯沢　政美
山口地方経済調査局勤務を命ずる
同　板倉　公
島根地方経済調査局勤務を命ずる
同　山下　太郎
食糧庁へ出向を命ずる
同　浅野　甚作
同　豊福　豊
同　山田　初男
（各通）
願に依り本官を免ずる（以上八月三十一日）

○最高裁判所

◎昭和二十五年七月一日
少年調査官　中山　茂
二級に叙する
横浜地方裁判所判事　遠藤　吉彦
検事　池田　浩三
同　佐々木要三郎
（各通）
司法研修所教官の事務委嘱を解く（七月三十日）
判事　村崎　満
東京家庭裁判所判事に補する
三号報酬を給する
東京家庭裁判所八王子支部勤務を命ずる（八月二十四日）
東京地方裁判所判事　脇屋　壽夫
司法研修所教官に充てることを解く
同　仁分百合人
司法研修所教官に充てる（以上九月一日）
簡易裁判所判事　宮崎　正已
本山簡易裁判所判事に補する
一号報酬を給する
宮崎地方裁判所判事兼宮崎家庭裁判所判事　甲斐　壽雄
福岡高等裁判所判事に補する
福岡高等裁判所宮崎支部勤務を命ずる
福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事　天野　清治
宮崎地方裁判所判事に補する
兼ねて宮崎家庭裁判所判事に補する
福岡高等裁判所判事　佐藤　秀
福岡高等裁判所事務局長の事務取扱を解く
同　佐藤　秀
福岡地方裁判所判事に補する
兼ねて福岡家庭裁判所判事に補する
同　吉田　信孝
福岡高等裁判所事務局長を命ずる
大分地方裁判所判事兼大分家庭裁判所判事　中園　原一
福岡高等裁判所判事に補する
釧路地方裁判所判事補兼釧路家庭裁判所判事補　寺島　常久
札幌家庭裁判所判事補に補する
兼ねて札幌地方裁判所判事補に補する
仙台簡易裁判所判事　根本　正
岩出山簡易裁判所判事に補する
石巻簡易裁判所判事　手戸　清蔵
仙台簡易裁判所判事に補する
大田原簡易裁判所判事　杉山　孝
宇都宮簡易裁判所判事に補する
宇都宮地方裁判所判事補兼宇都宮家庭裁判所判事補　杉山　孝
宇都宮地方裁判所大田原支部勤務を免ずる
宇都宮家庭裁判所大田原支部勤務を免ずる
東京簡易裁判所判事　田代　京平
葛飾簡易裁判所判事に補する
葛飾簡易裁判所判事　河原　仁
東京簡易裁判所判事に補する（以上九月五日）
東京地方裁判所判事　山田鷹之助
司法研修所教官に充てることを解く
同　荒川正三郎
司法研修所教官に充てる（以上九月六日）
秋田地方裁判所判事兼秋田家庭裁判所判事　籠倉　正治
福島地方裁判所判事に補する
福島地方裁判所若松支部勤務を命ずる
兼ねて福島家庭裁判所判事に補する
福島家庭裁判所若松支部勤務を命ずる
福島地方裁判所判事　籠倉　正治
福島地方裁判所若松支部長を命ずる
福島家庭裁判所判事　籠倉　正治
福島家庭裁判所若松支部長を命ずる
仙台高等裁判所判事　百武　一
秋田地方裁判所判事に補する
兼ねて秋田家庭裁判所判事に補する
福島地方裁判所判事兼福島家庭裁判所判事　小林新太郎
青森地方裁判所判事に補する
青森地方裁判所弘前支部勤務を命ずる
兼ねて青森家庭裁判所判事に補する
青森家庭裁判所弘前支部勤務を命ずる
青森地方裁判所判事　小林新太郎
青森地方裁判所弘前支部長を命ずる
青森家庭裁判所判事　小林新太郎
青森家庭裁判所弘前支部長を命ずる
簡易裁判所判事　小林新太郎
弘前簡易裁判所判事に補する
弘前簡易裁判所判事　小林新太郎
弘前簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
青森地方裁判所判事兼青森家庭裁判所判事　豊川　博雅
仙台高等裁判所判事に補する
仙台高等裁判所秋田支部勤務を命ずる
（以上九月九日）
東京地方裁判所判事　毛利野富治郎
司法研修所教官に充てることを解く
（九月十一日）
松山地方裁判所判事兼松山家庭裁判所判事　植村　定一
高松家庭裁判所判事に補する
二号報酬を給する
宇和島簡易裁判所判事　伊東甲子一
八幡浜簡易裁判所判事に補する
判事四号報酬を給する
判事　伊東甲子一
松山地方裁判所判事に補する
松山地方裁判所八幡浜支部勤務を命ずる
兼ねて松山家庭裁判所判事に補する
松山家庭裁判所八幡浜支部勤務を命ずる
同　小池　忠光
神戸家庭裁判所判事に補する
四号報酬を給する
兼ねて神戸家庭裁判所伊丹支部勤務を命ずる（以上九月十六日）
津山簡易裁判所判事　井上　一男
津山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
福井地方裁判所判事補　布谷　憲治
兼ねて福井家庭裁判所判事補に補する
東京家庭裁判所判事　高橋　静一
東京家庭裁判所八王子支部長を命ずる
東京地方裁判所判事補　多賀谷雄一
東京家庭裁判所判事補に補する
兼ねて東京地方裁判所判事補に補する

東京家庭裁判所判事補兼東京地方裁判所判事補　田中加藤男
東京地方裁判所判事補に補する
兼ねて東京家庭裁判所判事補に補する
（以上九月二十日）

正　誤

昭和二十五年九月九日叙任及び辞令欄法務府の部一三一頁一段竹内重雄の辞令文中「三次刑務所長」は「三次刑務支所長」の誤り。

法務府官報報告主任

官庁事項

○厚生省

◎**日本工業規格**　日本工業標準調査会の調査審議を経て厚生大臣により昭和二十五年八月三十一日左記の規格が制定された。（厚生省、工業技術庁）

日本工業規格	JIS
電気エンヂン用電動機	Z二四〇一
〃抵抗器	Z二四〇二
〃制御器	Z二四〇三
〃ベルトアーム	Z二四〇四
〃K4滑車	Z二四〇五
〃ベルト	Z二四〇六
〃スタンド	Z二四〇七
〃ブラケットアーム	Z二四〇八
医療用遠心沈デン器	Z二二〇一
血圧計	Z三六〇三
血球計	Z三六〇四

備考　（内容省略）内容は、厚生省薬務局及び各都道府県衛生部または工業技術庁標準部、各地通商産業局において閲覧に供する。

○通商産業省

◎**日本工業規格**　日本工業標準調査会の調査審議を経て通商産業大臣により昭和二十五年八月二十二日左記の規格が制定された。（工業技術庁）

日本工業規格	JIS
非鉄金属材料の試験ならびに検査通則	H〇三二一
銅伸板	H三三[illegible]
黄銅伸板	H三三[illegible]
丹銅伸板	H三三[illegible]
鉛入黄銅板	H三三[illegible]
ナセンロール用黄銅管	H三六〇二
ヒキ物用黄銅棒	H三四二二
銅棒	H三四〇一
火延黄銅棒	H三四二三
ネーバル黄銅棒	H三四二四
高力黄銅棒	H三四二五
シルジン青銅棒	H三四三一
銅丸線	H三五〇一
丹銅丸線	H三五五一
銅條	H三三〇一
黄銅條	H三三二一
丹銅條	H三三三一
継目無銅管	H三六〇一
継目無黄銅管	H三六三一
ケイ素青銅管	H三六五一
継目無丹銅管	H三六四一
銅板	H三一〇一
黄銅板	H三二〇一
丹銅板	H三二四一
ネーバル黄銅板	H三二〇三
黄銅丸線	H三五二一
鉛入黄銅線	H三五二三
圧造用黄銅丸線	H三五二二
楽器弁用黄銅板	H三二〇七
輸出銅円板	H三二〇六
輸出黄銅円板	H三二一〇
復水器用継目無黄銅管	H三六三二

備考　（内容省略）

一、輸出品取締法施行規則第三條第二項の規定に基く前記日本工業規格の公示の日からつぎの日本標準規格は三十日後に廃止される。

	JES
銅伸板	金属六一二三
黄銅伸板	金属六二二二
丹銅伸板	金属六二二四
鉛入黄銅板	金属六三〇三
ナセンロール用銅管	金属六一三二
ヒキ物用黄銅棒	金属六二四一
銅棒	金属六一四一
火延黄銅棒	金属六二四二
ネーバル黄銅棒	金属六三四一
高力黄銅棒	金属六三四二
シルジン青銅棒	金属六五四二
銅丸線	金属六一七一
丹銅丸線	金属六二七二
銅條	金属六一二一
黄銅條	金属六二二一
丹銅條	金属六二三一
継目無黄銅管	金属六一三一
ケイ素青銅管	金属六五三一
継目無丹銅管	金属六二三五
銅板	金属六一〇一
黄銅板	金属六二〇一
丹銅板	金属六二〇二
ネーバル黄銅板	金属六三〇三
黄銅丸線	金属六二七一
鉛入黄銅線	金属六三七二
楽器弁用黄銅板	金属六二〇四
銅円板	輸出四六
黄銅円板	輸出四五
復水器用継目無黄銅管	金属六二三二
復水器用継目無特殊黄銅管	金属六二三四

二、内容は、工業技術庁標準部または各地通商産業局において閲覧に供する。

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◎**日本国有鉄道公示第二百十九号**

連絡運輸規則（昭和二十五年五月日本国有鉄道公示第百九号）の一部を次のように改正し、昭和二十五年十月一日から施行する。

昭和二十五年九月二十五日

日本国有鉄道総裁　加賀山之雄

（内容省略。但し、昭和二十五年九月二十五日鉄道公報参照）

法務府公告

○押収物還付公告

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

帯広区検察庁

○昭和二十五年押第一三七号（山口正男食糧管理法違反被疑事件）
一、豆換価金　千七百三十円四十銭
○同押第一六六号（氏名不詳同）
一、同　八百五十円六十銭
○同押第七八号（高山大博外一名同）
一、同　六千二百五十円五十銭
○同押第一三六号（関口秀雄同）
一、同　一千八百四十三円九十銭
○同押第九号（氏名不詳同）
一、同　三百十九円十四銭
○同押第六九号（高橋徳治漁業法違反被疑事件）
一、鮭換価金　七千四百四十円五十銭
○昭和二十四年押第四九六号（氏名不詳同）
一、車竿一本　一、リュックサック一箇　鮭換価金　二百五十円
○同押第四九七号（同）
一、リュックサック一箇　鮭換価金　二百五十円
○同押第五〇一号（同）
一、刺網一枚　一、塩鮭換価金　一千五百円
○同押第四九五号（同）
一、鮭換価金　二百五十円
○同押第六七号（柴田幸一物価統制令違反被疑事件）
一、豆換価金　六千円二十三銭
○同押第七二号（星野猛夫食糧管理法違反被疑事件）
一、同　四十三円二銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

東京地方検察庁

○昭和二十四年第二七三〇〇号（田中和子食糧管理法違反事件）
一、換価金　五百二十八円三十銭
○同押第三一六四号（藤上博同）
一、外食券　百二十三枚
○同押第三八〇三号（成田カク同）
一、換価金　四百九十三円八十五銭
○同押第四五九二三号（山崎博外二名同）
二、同　四百九十六円四十二銭
三、同　百八十七円五十銭
○同押第四七八五八号（上野定雄同）
一、同　一千四百三十円二十二銭
○昭和二十五年押第八一五号（西沢保同）
一、同　二千百三十二円六銭
○同押第一五五一号（小林昭二同）
一、同　四千三百二十円二十二銭
○同押第六九五四号（小林八郎同）
一、同　五百二十八円三十一銭
○同押第七六三二号（島田四郎同）
一、同　一千五百十六円七十九銭
○同押第八一二〇号（佐藤隆同）
一、同　五百六十二円七十銭
○同押第八七四一号（仲田弘一同）
一、同　一千百五十円六十三銭
○同押第八九四六号（長島正三同）
一、同　一千百五十円六十三銭
○同押第八九七五号（氏名不詳外七名同）
一、同　七百三十二円三十二銭
二、同　九百四十五円十六銭
三、同　八百二十一円八十八銭
四、同　六百九十八円六十八銭
五、同　六百九十五円七十銭
六、同　[illegible]
七、同　七百三十二円三十二銭
八、同　四百七十六円一銭
○同押第九〇三五号（朴泰岩同）
一、同　六百七十五円三十二銭
○同押第九二六四号（田中文子同）
一、同　五百八十七円六十四銭
○同押第九三六七号（李淑姫同）
一、同　八百六十二円九十七銭
○同押第九三八三号（寺町治爾同）
一、同　二千三百一円二十六銭
○同押第九五五四号（笹山天同）
一、同　六百九十四円三十六銭
○同押第九六五九号（川上スイ同）
一、同　三百三十九円六十銭
○同押第九六六〇号（酒井春吉同）
一、同　三百三十九円六十銭
○同押第一三四一〇号（鈴木とし外一名同）
一、同　八百四十八円
二、同　九百九十二円
○同押第一三四九三号（島田繁夫同）
一、同　三百四十九円三十銭
○同押第一五〇九二号（斎藤実夫同）
一、同　八百二十四円
○同押第一五一五九号（横田某同）
一、同　八千八百二十四円五十銭
○同押第一六五六九号（田中ひた外三名同）
二、同　一千二十七円三十五銭
三、同　一万八百七十円九十五銭
四、同　三千七百三十四円八十三銭
○同押第一五五八五号（氏名不詳同）
一、同　一千六百十一円十銭
二、同　六百九十五円七十銭
三、同　[illegible]
四、同　[illegible]
五、同　[illegible]
六、同　[illegible]
七、同　六百二十二円四十七銭
八、同　[illegible]
○同押第一六六〇八号（大木孝三郎同）
一、同　五百九十六円
○同押第一六六〇九号（鈴木梅吉同）
一、同　一千百九十八円七十二銭
○同押第一六六三三号（石塚政秀同）
一、同　一千百十円

昭25.9.25. 第7112号

○同押第一六九五二号（川端商店外一名同）
一、同　八千七百十四円六十銭
二、同　一千八百六十七円四十銭
○同押第一六九五五号（山本一郎同）
一、同　一万七百六十五円十銭
○同押第一七二一一号（岩上でる同）
一、同　六百五十七円五十銭
○同押第一七二一四号（斎藤くら同）
一、同　一千九十四円八十銭
○同押第一七二一五号（小林はな同）
一、同　八百二十一円九十銭
○同押第一七三一七号（藤田進同）
一、同　五百八十五円九十銭
○同押第一七三三三号（萩谷猛同）
一、同　六百五十九円十銭
○同押第一七六八七号（氏名不詳同）
一、同　四百八十九円二十二銭
○同押第一八六七二号（金沢清同）
一、同　一千二百九十四円五十銭
○同押第一九七一〇号（氏名不詳同）
一、同　四百三十三円
二、同　六百十六円
三、同　七百十八円
四、同　一千三円
五、同　一千二百九十円
六、同　一千百七十六円
七、同　一千百六十八円
八、同　七百六十六円
九、同　一千百四十八円
十、同　一千百六十八円
十一、同　九百五円
十二、同　三百二十九円
十三、風呂敷　二枚
十四、布袋　一枚
十五、手提袋　一箇
十六、風呂敷　四枚
十七、布袋　二枚
十八、風呂敷　一枚
十九、布袋　三枚
二十、風呂敷　三枚
二十一、布袋　二枚
二十二、同　一枚
二十三、リックサック　一箇
二十四、風呂敷　四枚
二十五、布袋　四枚
二十六、同　二枚
二十七、風呂敷　一枚
二十八、リックサック　一箇
二十九、布袋　四枚
三十、風呂敷　一枚
三十一、籠　一箇
三十二、風呂敷　三枚
三十三、布袋　一枚
三十四、風呂敷　五枚
三十五、布袋　二枚
三十六、風呂敷　三枚
三十七、布袋　四枚
三十八、同　五枚
○同押第一九七四二号（石田光江外六名同）
一、換価金　一千二百九十一円
二、同　二千七百四十六円
三、同　五百七十四円
四、同　一千七百四十二円
五、同　二千二百四十四円
六、同　二千二百八十三円
七、リックサック　一箇
八、同　一箇
九、ボストンバック　一箇
十、布袋　一枚
十一、風呂敷　一枚
十二、同　一枚
十三、布袋　一枚
十四、紙袋　一枚
十五、南京袋　一枚
十六、同　一枚
○同押第一九七七四号（氏名不詳同）
一、換価金　二千九百九十六円
○同押第一九七七七号（同）
一、同　百五十円
二、同　八百六十七円八十四銭
三、同　四百八十一円
四、同　二千八百九十七円
五、同　二千二十三円二十六銭
六、同　三百十円八十七銭
○同押第二〇三七二号（同）
一、同　八百七十円
二、リックサック　一箇
三、風呂敷　一枚
○昭和二十三年押第二四三八八号（小林栄治物価統制令違反事件）
一、換価金　三百九十三円八十三銭
○同押第三八一二八号（遠藤留次郎同）
一、婦人革靴　三足
二、帳簿　三冊
○昭和二十四年押第四七五四四号（小森敏夫同）
四、ゴム靴配給明細書　一枚
五、名刺　一枚
六、荷札　一枚
七、領収書　二枚
○同押第五一二二三号（金奉元同）
一、現金　六十円
二、供食受諾証　三枚
三、現金　二千円
四、供食受諾証　七枚
○同押第五四一八一号（前田春市同）
一、換価金　九百七十八円九十九銭
○昭和二十五年押第一六一二号（村上文夫同）
一、同　二千三百二十九円二十銭
二、納品書　三枚
○同押第一二六一四号（山口元子同）
一、換価金　一千二十円
○昭和二十四年押第五五三二〇号（今井信造臨時物資需給調整法違反事件）
一、木炭渡書　三十枚
二、同　十七枚
○同押第五五三二号（土田佐兵衛同）
九、仮証　一枚
十、木炭相渡書　一枚
○昭和二十五年押第六六二三号（久郷政吉同）
一、納品書　四枚
○同押第一四七〇一号（田代英三同）
一、換価金　一千六百五十六円
○昭和二十四年押第一五四六三号（板垣重芳食糧緊急措置令違反事件）
一、主食購入通帳　一冊
○同押第五二一四二号（飯田獄也飲食営業臨時規整法違反事件）
一、現金　百十円
○昭和二十五年押第一七九四号（崔甲こと朴栄基外国人登録令違反事件）
一、外国人登録証明書　一枚
二、転出証明書　一枚
三、身分証明書　一枚
○同押第一四四六三号（清原覚鐘同）
一、旧外国人登録証明書　一枚
○同押第一四〇二九号（関良蔵暴行事件）
一、ナイフ　一箇
○同押第一五〇六三号（田中原一こと金龍順暴行並傷害事件）
一、灰皿　一箇
○昭和二十四年押第七一四七号（鈴木外一名傷害事件）
一、中古桐駒下駄　一箇
○昭和二十五年押第七五一六号（高橋惠三同）
一、ペンチ　一箇
○同押第一一〇八五号（吉田保男同）
一、手鍵　一箇
○昭和二十四年押第五九九六五号（中山中司薬事法違反事件）
一、ホスピタン空アンプル　一箱
○同押第五五九六八号（熊倉利三郎同）
一、ホスピタン空箱　一箇
二、空アンプル　七箇
○同押第五五九六号（石井晴雄同）
一、注射器　一本
二、ホスピタン空アンプル　七箇
○昭和二十五年押第一八二三六号（竹内強同）
一、ヒロポン　三十四箇
二、ズック製ボストンバック　一箇
○昭和二十三年押第一〇七二八号（山田栄作失火事件）
一、電熱器　一箇
○同押第一九五二〇号（勝矢銀太郎文書並印鑑偽造詐欺未遂事件）
一、ゴム印　一箇
二、同　一箇
三、同　一箇
四、同　九箇
五、水牛認印　一箇
六、同　一箇
七、ゴム印　一箇
八、木印　一箇
九、ゴム印　一箇
十、木印　一箇
十一、定款　一冊
十二、払込株金保管証明書　一枚
十三、当座勘定入金控　四枚
十四、同　一枚
十五、ゴム印　一箇
十六、同　一箇
十七、同　一箇
十八、木印　一箇
十九、払込株金保管証写　一枚
○昭和二十四年押第三五二四七号（堀江あつ子遺棄事件）
一、手紙　一通
○同押第三七九九六号（橋爪正吉古物営業法違反事件）
一、さんご止　一箱
二、かんざし　二箱
○同押第四五一一五号（高山長二強盗予備事件）
一、小刀　一箇
○昭和二十五年押第七四三号（藤井正吉麻薬取締法違反事件）
一、アンプルセット　一箇
二、TS瓶　一箇
三、注射器　一箇
四、同針　二本
五、同　二本
六、同　三本
七、同　二本
○同押第二一〇六三号（佐藤泰一公務執行妨害事件）
一、女物下駄　一箇
○同押第二一二三三号（下村五郎医師法違反事件）
一、注射箱　一箇
二、注射器　一箇
○昭和二十四年押第三八四一二号（川島まつ外二名売春等取締條令違反事件）
一、現金　三百円
○同押第四〇三五四号（橋本卯三郎外三名同）
一、同　一千六百円
○同押第四六九七二号（時田秀子外一名同）
一、現金　一千円
○昭和二十五年押第一一三八〇号（渡部サダ同）
一、同　四百円
○同押第一三一五三号（出田日出子同）
一、同　一千円
○同押第一三六四一号（萩沼きぬ同）
一、同　二百円
○同押第一三七二一号（小島辰子同）
一、同　六百円
○同押第一四九八六号（重田壽枝外一名同）
一、同　一千円
○同押第一五四四四号（根本直江外一名同）
一、同　三百円
○同押第一五九五六号（吉沢さよ子外一名同）
一、同　二百円
○同押第一六二八八号（塚越孝代外一名同）
一、同　百円
○同押第一六二八九号（吉井玉江外一名同）
一、同　百五円
○同押第一六九〇一号（森田ひさ子同）
一、同　二百五十円
○同押第一六九六一号（阿部さえ子外一名同）
一、同　百五十円
○同押第一七二八〇号（近藤エミ子外一名同）
一、同　二百円
○同押第一七二八一号（長谷部八重子外一名同）
一、同　四百四十八円
○同押第一七三六九号（小林ふみ同）
一、同　百五十円
○同押第一八一八五号（今井節子外一名同）
一、同　二百円

○同押第一八四三八号（坂東清子外一名同）
一、同　四百四十円
○同押第一八六一九号（早川たけ外一名同）
一、同　一千円
○同押第一八七六六号（古川あや子外一名同）
一、同　三百円
○同押第一八八四号（藤本好子外一名同）
一、同　六百円
○同押第一九〇四〇号（西本千賀子外一名同）
一、同　二百五十円
○同押第一九〇四一号（遠藤千代子外一名同）
一、同　三百五十円
○同押第二〇一二六号（垣村信子外一名同）
一、現金　三百円
○同押第二〇一八八号（森りよ外一名同）
一、同　百円
○同押第二〇四五五号（出羽文子外二名同）
一、布切　五枚
○昭和二十四年押第五六四一六号（山田光枝同）
一、現金　百円
○昭和二十五年押第一七一二七号（長谷川正性病予防法違反事件）
一、同　百円
二、包装紙　一枚
○昭和二十四年押第二四四一号（森本留吉外一名賭博事件）
一、現金　百円
○同押第三九九六号（東原秀外五名同）
三、座布団　一枚
○同押第二三七四六号（飯塚義雄外三名同）
一、ベニヤ板　一枚
二、外套　一枚
三、現金　五十円
○昭和二十五年押第一二七三八号（吉池津義外二名同）
一、花札　四十八枚
二、現金　四十円
○昭和二十三年押第四四二一一号（朝倉正雄窃盗事件）
一、白ネル　一枚
二、布製二つ折財布　一箇
三、現金　三十五円
○昭和二十四年押第一一二二六号（山下一二三同）
一、茶色ラクダシャツ　一枚
○同押第一七二九四号（吉田美枝子同）
一、革製二つ折名刺入　一箇
○同押第二五〇〇三号（水野德太郎同）
一、紙白粉　三冊
二、ガーゼ　一枚
三、耳かき　一本
○同押第二五一八二号（寺島忠夫同）
一、ヤットコ　一丁
○同押第二九七四九号（福與弘同）
一、男物駒下駄　一足
二、同サンダル　一足
三、古メリヤスシャツ　一枚
四、マッチ　一箇
五、国防色上衣　一枚
六、白ハンカチ　一枚
七、白ワイシャツ　一枚
○同押第四〇二八二号（小林義一外一名同）
一、玩具カタログ　十五枚
二、赤革製手提鞄　一箇
三、紺色背広上衣　一枚
四、化粧道具　一箇
五、鍵　一箇
○昭和二十五年押第六九二号（小林雅夫外二名同）
一、かなてこ　一丁
二、黒革製ハンドバック　一箇
三、赤革製化粧箱　一箇
四、黒革製ハンドバック　一箇
五、コンパクト　一箇
六、じゆうたん　一枚
○同押第四七〇二号（佐久間栄子同）
一、赤絹製財布　一箇
二、衣料切符　一枚
三、現金　一千百三円六十銭
○同押第七九〇一号（吉田吉夫同）
一、黄色ショール　一枚
○同押第一一〇三号（小林康二同）
一、洗面袋　一箇
二、口紅　一箇
三、クリーム入　一箇
四、認印　一箇
五、ピン　八本
六、セルロイドコンパクト　一箇
○同押第一四六三八号（井口一子同）
一、女物くし　二十箇
二、大型はさみ　一丁
○同押第一四六四三号（上村かね子同）
一、女物上ッ張　一枚
二、ラシヤ手提袋　一箇
三、マッチ　一箇
○同押第一五三八一号（田村泰次郎同）
一、カーキ色レインコート　一枚
二、人絹シャツ　一枚
三、白シャツ　一枚
四、白開襟シャツ　一枚
五、米袋　二箇
六、風呂敷　二枚
七、青海苔　十帖
八、越中褌　一枚
九、弁当箱　一箇
十、森永バター　一箇
○同押第一五三八二号（関原長次郎外一名同）
一、ヤスリ　一本
○同押第一七一七六号（樽崎中窃盗並詐欺事件）
一、黒革短靴　一足
二、洗面袋　二箇
三、雑誌　二冊
四、地図　二冊
五、雑記帳　一冊
六、特殊鋼新価格表　一冊
七、封書及葉書　十七枚
八、名刺　五枚
九、雑書類　四十枚
○同押第一七三四九号（近沢力雄窃盗並公文書偽造行使事件）
一、郵便貯金通帳　一冊
○同押第一八二四八号（芳賀節郎窃盗事件）
一、現金　一千十五円五十銭
二、名刺　二枚
○同押第一八五〇五号（松本弘同）
一、鼠色合オーバー　一着
二、国電乗車券　一枚
三、同　一枚
四、同　一枚
○同押第一九八〇九号（牧庄太郎同）
一、物干ばさみ　四十五箇
○同押第二〇一四〇号（藤田こと朴準兼窃盗並贓物牙保事件）
一、女物時計受取依頼書　一枚
二、ワイシャツ　一枚
○同押第二〇一九〇号（中西きよ窃盗事件）
一、煙草ケース　一箇
二、ひかり　八本
三、ゴールデンバット　十六本
○同押第二〇八九三号（鈴木春吉同）
一、現金　四百五円
○同押第二一一二号（仁科喜彌子同）
一、女物背広上衣　一枚
○同押第二一一三〇号（伊藤豊同）
一、真鍮製レール　二百七十九本
○昭和二十四年押第二一三〇三号（山田規矩男詐欺事件）
一、国有鉄道乗車券　一枚
○同押第四七〇五八号（小島金助同）
二、家庭用品購入通帳　二冊
○同押第四九五四九号（高久克之助同）
一、小切手　一枚
○同押第五五九一号（森本三男同）
一、名刺　四枚
○昭和二十五年押第四三三六号（川戸彰嘉同）
一、領収証　一枚
二、預り証　一枚
三、領収証　一枚
四、仮領収証　一枚
五、領収証　一枚
六、賃貸契約証　一枚
○同押第二二二二号（岡村愛吉同）
一、約束手形　一枚
○同押第二八八四号（田中三郎外一名同）
一、小切手　一枚
○同押第八二三三号（古市利彦外一名同）
一、庖丁　一丁
○同押第八三三五号（格地任次同）
一、領収書　一枚
二、承諾書　一枚
○同押第八七七七号（木村正次郎同）
一、定期乗車券　一枚
○同押第一三九四六号（浅野享佑同）
一、残片　一枚
二、証明書　一枚
三、承諾書　一枚
四、同　一枚
○同押第一五八五七号（吉田章治同）
二、木印　一箇
○昭和二十四年押第一八三三一号（阿坂光江贓物牙保事件）
一、銘仙蒲団生地　三反
○同押第三三四三二号（佐々木周一外一名同）
一、赤革短靴　一足
二、同　一足
○同押第四九七四七号（石橋久義同）
一、女物錦紗　一枚
二、同單衣　一枚
三、同　一枚
四、木綿縞風呂敷　一枚
五、半襟　一枚
○昭和二十五年押第一五八一七号（村上和三郎同）
一、女背広上衣　一枚
二、黒色同　一枚
○昭和二十四年押第二三三三四号（福本秀雄贓物故買事件）
一、銘仙着物　一枚
二、同反物　一反
三、麻生地　一反
○同押第四一四一八号（石橋竹松同）
一、女物チョコレート色短靴　一足
二、国防色作業衣　一枚
○同押第一三五九九号（中村武男同）
一、洗面具　一揃
○昭和二十五年押第九八号（佐藤清太郎同）
一、国防色木綿シャツ　一枚
二、白木綿シャツ　一枚
三、同腰巻　一枚
四、同割烹着　一枚
五、霜降子供上衣　一枚
六、白ランニング　一枚
七、軍手　一双
八、白木綿腹巻　一枚
九、同　布地　一枚
十、風呂敷　一枚
○同押第四六〇九号（戸部利道同）
一、自転車鑑札　一箇
○同押第五〇五五号（安田清次郎同）
一、国防色毛布　一枚
二、割烹着　二枚
三、セーター　一枚
四、ワンピース　一枚
五、メリンス襦袢　一枚
六、晒肌襦袢　一枚
七、ネル寝巻　一枚
八、湯上りタオル　一枚
九、婦人用傘　一本
十、黒短靴　一足
十一、ゴム長靴　一足
十二、毛糸子供ズボン　一本
○同押第一一六九一号（福田タカ子贓物運搬事件）
一、男物赤短靴　一足
二、男物ゴム裏草履　二足
○同押第一九二二八号（三好壽子同）
一、白半袖シャツ　一枚
二、霜降子供長ズボン　一本
○昭和二十四年押第二九六三四号（若山正雄遺失物横領事件）
一、雨合羽　一枚
二、布製バンド　一本
○昭和二十五年押第四三三六号（飯野啓三郎同）
一、白絹小切　一枚
○同押第七七七九号（松岡松吉同）
一、精工舎八型時計　一箇
○同押第九二一八号（井上昭吾同）
一、外貨　二十五セント

○同押第一八五九八号（植地実同）
一、黒革製シース　一箇
二、万年筆　二本
三、ボールペン　一本
○同押第二〇九三八号（神戸宗四郎同）
一、鎖付懐中時計　一箇
○同押第一六六五八号（佐藤裕一横領事件）
一、集金領収書　二十八枚
○昭和二十三年押第三〇一八二号（木本二郎恐喝事件）
一、借家権利書　一通
○昭和二十四年押第四二六〇九号（黒後勇同）
一、現金　七百円
○昭和二十五年押第一一三七四号（福田長太郎同）
二、名刺　一枚
○同押第一五一三五号（三橋一郎同）
一、請求書　一枚
○同押第一一五七七号（幡野義一恐喝未遂事件）
一、切出し

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
可部区検察庁

○昭和二十五年押第八六号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米換価金　二百五円
二、綿製袋　二枚
三、風呂敷　一枚
四、紙袋　二枚
○同押第八七号（同）
一、米換価金　二千二百八十七円
二、空箱　一箇
三、ドンゴロス袋　一枚
四、シート製袋　一枚
○同押第九八号（同）
一、米換価金　二百九十三円
二、風呂敷　一枚
三、袋　二枚
○同押第九九号（同）
一、米換価金　六百六十円
二、袋　四枚
三、風呂敷　二枚
○同押第一〇〇号（同）
一、米換価金　六百七十九円
○同押第一〇五号（張万熙同）
一、同　千七百八十四円
○同押第一〇六号（氏名不詳同）
一、同　五百八十八円
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一〇七号（同）
一、米換価金　五百八十八円
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一〇八号（同）
一、米換価金　五百八十四円
二、袋　一枚
三、風呂敷　一枚
○同押第一〇九号（同）
一、米換価金　五百八十四円
二、袋　一枚
三、風呂敷　二枚
○同押第一一〇号（同）
一、米換価金　三百三円
二、風呂敷　二枚
三、米袋　二枚
○同押第一一一号（同）
一、米換価金　八百二十円
二、風呂敷　二枚
三、米袋　四枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
柳河区検察庁

○昭和二十五年押第三八五号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、米換価金　四百二十円
二、布袋風呂敷　各一枚
○同押第三八六号（同）
一、米換価金　六百十二円
二、布袋風呂敷　各一枚
○同押第三八七号（同）
一、米換価金　四百二十円
二、布袋風呂敷　各一枚
○同押第三八八号（同）
一、米換価金　六百十二円
二、布袋風呂敷　各一枚
○同押第三八九号（同）
一、米換価金　六百七円
二、布袋風呂敷　各一枚
○同押第三九〇号（同）
一、米換価金　七百一円
二、布袋風呂敷　各一枚
○同押第三九一号（同）
一、米換価金　八百六十五円
二、布袋風呂敷　各一枚
○同押第三九二号（同）
一、米換価金　九百三十四円
二、布袋　風呂敷　各一枚
○同押第三九三号（同）
一、布袋　風呂敷　各一枚
二、米換価金　六百六十円
三、紐　一本
○同押第三九四号（同）
一、米換価金　六百二十七円
二、布袋　二枚、風呂敷　一枚
三、弁当箱　一箇
○同押第三九五号（同）
一、米換価金　七百十七円
二、布袋　風呂敷　各一枚
○同押第三九六号（同）
一、米換価金　八百二十八円
二、布袋　二枚、風呂敷　一枚
○同押第三九七号（同）
一、米換価金　六百十五円
二、布袋　風呂敷　各一枚
○同押第三九八号（同）
一、米換価金　六百八十四円
二、布袋　風呂敷　各一枚
○同押第三九九号（同）
一、米換価金　五百七十四円
二、布袋　風呂敷　各一枚
○同押第四〇〇号（同）
一、米換価金　五百八十円
二、布袋　風呂敷　各一枚
○同押第四〇一号（同）
一、米換価金　五百七十四円
二、布袋　風呂敷　各一枚
○同押第四〇二号（同）
一、米換価金　五百七十四円
二、布袋　風呂敷　各一枚
○同押第四〇三号（同）
一、米換価金　二百四十二円
二、紙袋　風呂敷　各一枚
○同押第三六七号（同）
一、米換価金　三百二十七円八十六銭
二、風呂敷　二枚
三、布製袋　一枚
○同押第三六六号（同）
一、米換価金　四百五十四円八十一銭
二、布製袋　一枚
三、買物手提　一箇
○同押第三六五号（同）
一、米換価金　四百九十一円七十九銭
二、買物手提　一箇
三、布製袋　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
加古川区検察庁

○昭和二十二年領第三三四号（氏名不詳物価統制令違反事件）
二、換価金　三百八十八円四十銭
三、風呂敷　一枚
四、木綿袋　一枚
五、竹行李　一箇
○同領第六二号（同）
一、換価金　千九百五十二円六十七銭
○同領第六三号（同）
一、同　千百七十二円四十二銭
○同領第六四号（同）
一、同　千百五十円三十四銭
○同領第六五号（同）
一、同　二千二百四十円
○同領第六六号（同）
一、同　千五百二十六円四十銭
○同領第六七号（同）
一、同　九百五十四円三十六銭
○同領第八九号（同）
一、同　千四百十四円四十八銭
三、柳行李　一箇
○同領第九〇号（同）
一、換価金　千三百八十四円八十八銭
三、柳行李　一箇
○同領第九一号（同）
一、換価金　六百七十四円九十六銭
○同領第九二号（同）
一、換価金　千百四十二円八十銭
三、柳行李　一箇
○同領第九三号（同）
一、換価金　千二百七十円六十八銭
三、柳行李　一箇
○同領第九四号（同）
一、換価金　千二十九円六十銭
三、竹行李　一箇
○同領第九五号（同）
一、換価金　千九百四十八円四十四銭
二、柳行李　一箇
○同領第一二七号（同）
一、換価金　千四百三十四円十六銭
三、ドンゴロス　二枚
○同領第一二八号（同）
一、換価金　千四百七十七円七十七銭
三、竹行李　一箇
○同領第一七六号（同）
一、換価金　千八十五円二十八銭
○同領第一七七号（同）
一、換価金　六百二十円三十六銭
○同領第二六〇号（同）
一、換価金　千四百二十円七銭
三、行李　一箇
○同領第五〇一号（同）
一、換価金　四百四十三円六十銭
○同領第六八二号（同食糧管理法違反事件）
一、同　二百六十三円九十一銭
○同領第六八八号（同物価統制令違反事件）
一、同　三千八百十三円十六銭
○同領第六九一号（同）
一、同　七百五十一円十八銭
○同領第六九二号（同）
一、同　千三十八円十八銭
○昭和二十三年領第一七号（同食糧管理法違反事件）
一、同　四百三十七円八銭
○同領第二九号（同物価統制令違反事件）
一、同　千六百九十二円五十銭
○同領第三三号（同）
一、同　千百十四円四十四銭
○同領第三四号（同）
一、同　千三百八十三円二十四銭
○同領第三五号（同）
一、同　九百十四円四十八銭
○同領第三六号（同）
一、同　二千四百十六円八十四銭
○同領第三七号（同）
一、同　七百五十一円十八銭
○同領第三八号（同）
一、同　九百十四円四十八銭
○同領第八五号（同）
一、同　九百六十四円七十二銭
○同領第八六号（同）
一、同　六百円
○同領第八七号（同）
一、同　五百五十二円
○同領第八八号（同）
一、同　三千二十八円八十八銭
○同領第八九号（同）
一、同　六百二十四円
○同領第九四号（同）
一、同　九百十四円四十八銭
○同領第九五号（同）
一、同　九百十四円四十八銭
○同領第九六号（同）
一、同　九百七十九円八十銭
○同領第九七号（同）
一、同　九百七十九円八十銭
○同領第九九号（同）
一、同　二万四千六百八十九円九十五銭
○同領第四七一号（同食糧管理法違反事件）
一、同　千六百九十六円九十銭
○同領第五六四号（同）
一、同　二百六十二円七十八銭
○同領第五六五号（同）
一、同　千百二十三円二十銭
○同領第六二九号（同）
一、同　三百八十四円三十銭
○同領第六六五号（同）
一、同　千七百八十一円九十銭

○同領第六七三号（同）
一、同　千三百三十二円七十銭
○同領第七七〇号（同）
一、同　四百六十四円八十銭
○同領第七七一号（同）
一、同　二百十八円六十銭
○同領第七七二号（同）
一、同　三百七十四円七十銭
○同領第七七三号（同）
一、同　四百六十八円四十銭
○同領第七七四号（同）
一、同　四百七十三円九十銭
○同領第七七五号（同）
一、同　二百八十六円六十銭
○同領第七八一号（同）
一、同　三百八十五円五十銭
○同領第八五二号（同）
一、同　千百二円二十銭
○同領第八五三号（同）
一、同　九百七十一円十銭
○同領第八五四号（同）
一、同　五百六十六円四十銭
○同領第八五五号（同）
一、同　三百二十九円
○同領第八五六号（同）
一、同　二百十七円十銭
○同領第八五七号（同）
一、同　千百二円二十銭
○同領第八九一号（同）
一、同　四百五十七円七十銭
二、風呂敷　二枚
三、白木綿袋　二枚
四、帆布製袋　一枚
○同領第八九二号（同）
一、換価金　三百十五円十銭
二、白木綿袋　一枚
三、手提袋　一枚
○同領第九三五号（同）
一、換価金　四百十一円二十銭
二、買物籠　一箇
○同領第九三八号（同）
一、換価金　二百三十六円八十銭
○同領第九四六号（同）
一、同　三百八十三円五十銭
○同領第九四七号（同）
一、同　四百六十八円四十銭
○同領第九四八号（同）
一、同　三百十八円
○同領第九四九号（同）
一、同　三百五円十銭
○同領第九五〇号（同）
一、同　二百七十七円四十銭
○同領第九五一号（同）
一、同　百八十円四十銭
○同領第九五二号（同）
一、同　三百三十八円四十銭
○同領第九五三号（同）
一、同　三百二十一円三十銭
○同領第九五四号（同）
一、同　二百七十六円八十銭
○同領第九五五号（同）
一、同　二百六十円十銭
○同領第九五六号（同）
一、同　四百三十八円四十銭
○同領第九九九号（同）
一、同　二百四十六円八十銭
○同領第一〇〇〇号（同）
一、同　二百五円七十銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。
気仙沼区検察庁

○昭和二十五年押第七五号（大内重蔵食糧管理法違反事件）
一、換価金　六千百八十五円九銭
二、同　七百十二円七十五銭
三、粉袋　一枚
　風呂敷　一枚
四、粉袋　一枚
　風呂敷　一枚
五、南京袋　一枚
六、同　一枚
七、同　一枚
八、同　一枚
九、同　一枚
○同押第一七九号（被疑者不詳同）
一、換価金　千二百三十二円八十銭
二、南京袋　一枚
○同押第一九一号（同）
一、換価金　五百七十五円三十銭
二、同　八百七十八円八十銭
三、紙袋　一枚
四、布袋　二枚
五、南京袋　一枚
六、風呂敷　四枚
七、リュックサック　一枚
○同押第一九二号（同）
一、換価金　七百六十八円九十銭
二、リュックサック　一箇
○同押第一九三号（同）
一、換価金　五百十二円六十銭
二、リュックサック　一箇
三、紙袋　一枚
四、手提カバン　一箇
○同押第一四〇号（佐々木春子外一名同）
七、換価金　千七十五円五十銭
八、南京袋　一枚
九、換価金　千三十七円七十七銭
一〇、南京袋　一枚
一一、換価金　千三十七円七十七銭
一二、南京袋　一枚
一三、換価金　千三十七円七十七銭
一四、南京袋　一枚
一五、換価金　七百十七円
一六、風呂敷　一枚
一七、粉袋　一枚
一八、換価金　六百三円七十九銭
一九、風呂敷　一枚
二〇、紙袋　一枚
二一、粉袋　一枚
二二、換価金　六百七十九円二十七銭
二三、風呂敷　一枚
○同押第二一五号（被疑者不詳同）
一、換価金　五百九十五円四十銭
二、南京袋　一枚
○同押第二一六号（同）
一、換価金　千七百六十七円
二、南京袋　一枚
○同押第二一七号（同）
一、換価金　千百五十円六十銭
二、南京袋　一枚
○同押第二一八号（同）
一、換価金　千百九円五十銭
二、南京袋　一枚
○同押第二一九号（同）
一、換価金　千七百六十七円
二、南京袋　一枚
○同押第二二〇号（同）
一、換価金　五百七十五円三十銭
二、メリケン袋　一枚
○同押第二二一号（同）
一、換価金　千六百八十四円九十銭
二、南京袋　一枚
○同押第二二二号（同）
一、換価金　千百九十一円七十銭
二、南京袋　一枚
○同押第二二三号（同）
一、換価金　千百五十円六十銭
二、南京袋　一枚
○同押第二二四号（同）
一、換価金　千百五十円六十銭
二、南京袋　一枚
○同押第八七号（同）
一、換価金　二百六十四円十六銭
二、同　二百円
三、背負籠　一箇
四、風呂敷　一枚
五、紙袋　一枚
○同押第九九号（同）
一、換価金　二千二百八十一円二十八銭
二、南京袋　一枚
三、カマス　一枚
○同押第一〇三号（同）
一、換価金　七百五十三円六十三銭
二、風呂敷　一枚
三、セメン袋　一枚
○同押第一〇四号（同）
一、換価金　五百四十九円九十五銭
二、風呂敷　一枚
三、セメン袋　一枚
○同押第二八号（小野寺よしえ同）
一、換価金　九百八十一円二十銭
○昭和二十四年押第九三五号（熊谷喜六同）
一、同　千三百二十円八十銭
○昭和二十五年押第一一二号（被疑者不詳同）
一、同　七百七十四円
二、紙袋　一枚
○同押第一二四号（同）
一、換価金　千二百三十四円六十銭
二、粉袋　二枚
三、手提袋　一枚
○同押第一二九号（同）
一、換価金　千二百三十二円八十銭
二、メリケン袋　二枚
三、紺綿袋　三枚
四、風呂敷　二枚
○同押第一三三号（同）
一、換価金　七百三十九円七十銭
二、同　四百二十一円十銭
三、南京袋　五枚
四、布袋　一枚
五、風呂敷　三枚
○同押第一四六号（同）
一、換価金　三千三百九十円二十銭
二、同　四百四十円九十銭
三、同　千二百八十一円五十銭
四、同　千九百五十八円八十銭
五、手提袋　一箇
六、粉袋　十九枚
七、紙袋　二枚
八、南京袋　一枚
九、風呂敷　十五枚
十、リュックサック　二枚
○同押第九七号（菅原務同）
一、換価金　千百四十円六十四銭
二、カマス　一枚
○同押第一七七号（被疑者不詳同）
一、換価金　九千二百十二円五十一銭
二、木箱　八箇
三、叺　八枚
四、莚　八枚
○昭和二十四年押第九二一号（同）
一、換価金　七百五十四円七十四銭
二、風呂敷　二枚
三、紙袋　二枚
○同押第九二三号（同）
一、換価金　千七十五円五十銭
二、紙袋　一枚
三、布袋　一枚
四、風呂敷　一枚
○同押第九二四号（同）
一、換価金　千七百七十三円六十三銭
二、布袋　十一枚
○同押第九二五号（同）
一、換価金　八百三十四円二十一銭
二、紙袋　三枚
三、リュックサック　一箇
○同押第九三〇号（同）
一、換価金　二千二百六十四円二十二銭
二、空俵　一枚
○同押第九四四号（同）
一、換価金　四百八十八円八十四銭
二、南京袋　六枚
三、帯　一本
四、布袋　一枚
五、風呂敷　一枚
○同押第九四五号（同）
一、換価金　三百七十七円二十七銭
二、風呂敷　一枚
○同押第九四六号（同）
一、換価金　二百四十四円四十二銭
二、布袋　一枚
○同押第九四七号（同）
一、換価金　百五十円九十四銭
二、布袋　一枚
三、南京袋　二枚
○同押第九四八号（同）
一、換価金　百二十二円二十一銭
二、布袋　一枚
○同押第九四九号（被疑者不詳生鮮水産物配給規則違反事件）
一、換価金　四百二十八円四十銭
二、布袋　一枚
三、風呂敷　一枚
四、手提籠　一箇
○同押第九〇一号（斎藤大蔵食糧管理法違反事件）
一、換価金　四千二百二十六円五十四銭
二、南京袋　一枚
三、同　一枚

四、同　一枚
五、同　一枚
○昭和二十五年押第七七号（被疑者不詳同）
一、換価金　二千七百十七円五銭
二、南京袋　二枚
○同押第八五号（同）
一、換価金　二百二十四円五銭
二、風呂敷　一枚
○同押第八六号（同）
一、換価金　千百三十四円七十二銭
二、リュックサック　一箇
○昭和二十四年押第二九六号（小野種雄食糧管理法違反事件）
一、換価金　二千八百三十円二十七銭
二、南京袋　二枚
○同押第四七八号（千葉正吉同）
一、換価金　三百五十四円六十銭
○同押第五六八号（被疑者不詳同）
一、同　七千五百十六円八十銭
二、南京袋　四枚
○同押第五六九号（被疑者不詳同）
一、換価金　八千六百七円八十一銭
二、南京袋　七枚
○同押第五七〇号（同臨時物資需給調整法違反事件）
一、換価金　四千七百二十円
二、同　三千五十三円四十五銭
三、荷札　一枚
○同押第五七一号（同）
一、換価金　千六十円
二、荷札　一枚
○同押第五七二号（同）
一、換価金　千四百四十七円三十銭
二、荷札　一枚
○同押第五七三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、二、換価金　一万六千七百十五円十一銭
三、南京袋　十二枚
四、行李　一箇
五、風呂敷　十一枚
六、粉袋　八枚
七、リュックサック　一箇
○同押第五九八号（斎藤正臨時物資需給調整法違反事件）
一、換価金　四百二十円
○同押第八六六号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、同　一万九千七百五十五円二十三銭
二、同　七百六十二円三十九銭
三、同　五百三十一円九十銭
四、御用籠　一箇
五、南京袋　十四枚
六、布袋　十二枚
七、紙袋　二枚
八、風呂敷　九枚
○同押第八六七号（同）
一、換価金　六百十一円五銭
二、粉袋　一枚
○同押第八八七号（西城ナトリ同）
一、換価金　四百二十二円七十六銭
二、同　百三十二円八銭
○同押第八七五号（被疑者不詳同）
一、同　二千百十三円二十六銭
二、南京袋　二枚
三、風呂敷　二枚
○同押第九二〇号（同）
一、換価金　千八百六十五円七十五銭
二、同　二千九百四十三円四十九銭
三、バスケット　二箇
四、粉袋　五枚
五、南京袋　三枚
六、風呂敷　六枚
七、紙袋　一枚
八、換価金　九十六円五十九銭（追加金）

仙台地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十四年押第一七八四号（被疑者不明臨時物資需給調整法違反事件）
一、たこ換価金　四百八十円
○同押第一七九三号（同食糧管理法違反事件）
一、米等同　四千四百二円八十銭
○同押第一七九四号（同）
一、同　八百四十一円三十九銭
○同押第一七九五号（同臨時物資需給調整法違反事件）
一、たこ等同　三百八十七円二十銭
○同押第一七九六号（同食糧管理法違反事件）
一、米等同　二万八千六百二十一円七十八銭
○同押第一七九七号（同）
一、同　一千三百六十六円三十銭
○同押第一七九八号（同）
一、同　四千九百十五円二十八銭
○同押第一七九九号（同）
一、同　一千六百三十六円四十銭
○同押第一八〇〇号（同）
一、同　三千三百八円九十六銭
○同押第七六二六号（同）
一、米同　百二十三円二十銭
○同押第一八〇二号（同）
一、同　六千五百五円七銭
○同押第一八〇三号（同）
一、米等同　一万三千三百五十三円二十銭
○同押第一八〇四号（同臨時物資需給調整法違反事件）
一、にしん等同　一千四百二十九円二十五銭
○同押第一八二二号（同食糧管理法違反事件）
一、米同　三百十二円三十四銭
○同押第一八二七号（二階堂よしの同）
一、米等同　六百九十七円八十三銭
○同押第一八二九号（被疑者不明同）
一、同　二百八十五円二十九銭
○同押第一八三〇号（同）
一、同　三百九十四円六十九銭
○同押第一八四四号（竹内悦英同）
一、同　八百四十七円三十六銭
○同押第一八四九号（被疑者不明同）
一、同　七百七十八円十一銭
○同押第一八五一号（同臨時物資需給調整法違反事件）
一、吉次同　四百六十円
○同押第一八五三号（石井芳吉食糧管理法違反事件）
一、米同　五百七十三円六十銭
○同押第一八五四号（木下露同）
一、同　四百二十六円四十三銭
○同押第一八五五号（浅野正治同）
一、同　七百十七円
○同押第一八五九号（被疑者不明同）
一、同　七百九十四円九十八銭
○同押第一八六〇号（水谷正治同）
一、同　九百八十一円十六銭
○同押第一八六一号（被疑者不明同）
一、手提籠等同　六十四円五十三銭
○同押第一八六二号（同）
一、米等同　七百九十四円五十八銭
○同押第一八六三号（同）
一、同　二百十三円八銭
○同押第一八六五号（同臨時物資需給調整法違反事件）
一、目抜同　八百十九円
○同押第一八六六号（同）
一、まつかれい同　百三十五円
○同押第一八六七号（同）
一、たこ同　二百十七円五十銭
○同押第一八六八号（同）
一、いしかれい同　九百四十五円
○同押第一八六九号（同）
一、かれい同　百十五円
○同押第一八八六号（三浦光雄食糧管理法違反事件）
一、米同　三百九十八円七十六銭
○同押第一八九三号（摺沢惣三郎窃盗事件）
一、細形ボールペン　一本
二、越中褌　一枚
○同押第一八九四号（韓桂衛食糧管理法違反事件）
一、米換価金　二百二円二銭
○同押第一八九五号（李成出同）
一、同　三百十九円二十八銭
○同押第一九〇四号（千葉君子同）
一、大豆同　四百五十円七十三銭
○同押第一九〇六号（千葉元治同）
一、米同　四百六十五円二十二銭
○同押第一九〇七号（今野哲雄同）
一、同　七百十四円四十四銭
○同押第一九二七号（斎藤ハナイ同）
一、同　百十八円六十銭
○同押第一九三四号（被疑者不明臨時物資需給調整法違反事件）
一、鰯同　二百三十円
○同押第一九三五号（同）
一、目抜等同　九百九十九円九十銭
○同押第一九三六号（同）
一、目抜同　三百五十一円
○同押第一九三七号（同）
一、かれい同　八百十六円
○同押第一九三八号（同）
一、同　六百四十円
○同押第一九三九号（同）
一、そげかれい同　八百十円
○同押第一九四〇号（同）
一、吉次同　百九十二円
○同押第一九四一号（同）
一、同　七百四円
○同押第一九四二号（同）
一、そげかれい同　九百二十円
○同押第一九四三号（同）
一、吉次同　百九十二円
○同押第一九四四号（同）
一、たこ同　百九十八円四十銭
○同押第一九四五号（同）
一、助宗たら同　八十二円八十銭
○同押第一九四八号（同）
一、助宗たら等同　五千五百一円
○同押第一九四九号（同）
一、目抜同　三百六十四円二十五銭
○同押第一九五一号（下田ふく食糧管理法違反事件）
一、米同　六百三円七十九銭
○同押第一九五二号（被疑者不明臨時物資需給調整法違反事件）
一、鰯同　百七十二円八十銭
○同押第一九五三号（同）
一、吉次同　百二十一円六十銭
○同押第一九五四号（同食糧管理法違反事件）
一、米同　四百九十円八十八銭
○同押第一九五五号（同臨時物資需給調整法違反事件）
一、ほんだかれい同　百三十二円
○同押第一九五六号（同）
一、いか同　三百九十円
○同押第一九六一号（同）
一、吉次同　五百七十六円
○同押第一九六二号（同）
一、平目同　二千三百七十円五十銭
○同押第一九六三号（同）
一、吉次同　二百二十四円
○同押第一九六四号（同）
一、同　三百二十円
○同押第一九六五号（同）
一、たこ同　二百八十八円
○同押第一九六六号（同）
一、鰯同　五百六円
○同押第一九六七号（同）
一、助宗たら同　二百七十六円
○同押第一九六八号（同）
一、目抜同　四百七十九円七十銭
○同押第一九六九号（同）
一、吉次同　四百十六円
○同押第一九七〇号（同）
一、たら同　四百十四円
○同押第一九七一号（同）
一、小かれい同　三百五十九円八十銭
○同押第一九七三号（同）
一、吉次等同　一千九百十五円七十銭
○同押第一九八三号（佐藤隆食糧管理法違反事件）
一、米同　七百十九円四十七銭
○同押第一九九〇号（被疑者不明同）
一、米等同　五百九十八円三十二銭
○同押第一九九五号（小林実同）
一、米同　四百六十五円二十二銭
○同押第一九九六号（吉井シマ同）
一、米同　五百十五円六銭

○工場財団

大阪市北区與力町二丁目十八番地徳永硝子株式会社から大阪市此花区木場町十二番地、十三番地、十三番地の一、十八番地、十九番地、二十三番地、二十三番地の一、二十四番地、二十五番地、二十六番地、二十七番地所在の徳永硝子株式会社朝日橋工場に属する土地建物並に機械器具等に対し工場財団組成の為めの所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。

但し、右工場財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十五年九月二十五日　大阪法務局

福井県武生市南深草町四十九番地敦賀織物株式会社から同町同番地所在の同会社武生工場に属する建物工作物並びに機械器具等に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産に付いて権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付てあつて関係者の閲覧に供する。

昭和二十五年九月二十五日　福井地方法務局武生支局

宇部市大字沖宇部第五二五二番地二五宇部重工業株式会社から宇部市大字沖宇部沖ノ山第五二五二番二四、第五二五二番二一、第五二五二番二二、第五二五二番二三宇部重工業株式会社工場に属する土地、建物及機械器具に対して工場財団組成のため所有権保存登記申請ありたるにより右財団に属すべき動産につき権利を有するもの又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日の期間内にその権利を当庁に申し出すべし。

但し、右工場財団の属すべきものの目録は当庁に備へ付あり関係者の閲覧に供す。

昭和二十五年九月二十五日　山口地方法務局宇部出張所

鳥取市古市百八十五番地千代製紙株式会社より同市古市百八十五番地所在の千代製紙株式会社工場に属する土地工作物並機械器具等に対し工場財団組成の為所有権保存登記の申請ありたるに因り右財団に属すべき動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は昭和二十五年十月二十五日迄に其の権利を当庁に申出づべし。

但し、工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供す。

昭和二十五年九月二十五日　鳥取地方法務局

○鉱業財団

東京都中央区日本橋室町二丁目一番地三井鉱山株式会社より北海道空知郡上砂川町字上砂川二十二番地同会社砂川鉱業所及同郡芦別町字西芦別一番地同会社芦別鉱業所に所属する土地、建物、工作物及機械器具に対し鉱業財団組成のため所有権登記申請があつたので右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当方に申出られたい。

但し鉱業財団に属すべきものの目録は当方に備付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十五年九月二十五日　札幌法務局砂川出張所

文部省公告

○著作権譲渡登録

登録番号 登録年月日	著作物の表示	著作物の発行又は興行の年月日	著作者の氏名	登録の目的
第五六八一号の一 昭和二四、一一、一	「虚栄なき独裁者」レーニン評伝（下巻）（全一冊）	昭和二四、八、三〇 昭和二四、一〇、一	直井　武夫	著作権の譲渡
右登録の原因	この著作物について、昭和二十四年八月三十日左記の者の間に著作権の譲渡があつた。譲渡人 東京都大田区雪ケ谷町三〇九 直井　武夫　譲受人 東京都千代田区神田小川町三の二二佐野ビル内 日南書房（代表者 岡田　宗治）			
第五六八二号の一 昭和二四、一一、一	「虚栄なき独裁者」レーニン評伝（下巻）（全一冊）	昭和二四、八、三〇 昭和二四、一〇、一	直井　武夫	著作権の譲渡
右登録の原因	この著作物について、昭和二十四年八月三十日左記の者の間に著作権の譲渡があつた。譲渡人 東京都千代田区神田小川町三の二二佐野ビル内 日南書房（代表者 岡田　宗治）　譲受人 東京都千代田区内幸町放送会館二〇八号室 トーマス・フォルスター			
第五六七七号の一 昭和二四、一一、一	新しい経済学（第一分册）（全一冊）	昭和二四、七、一五 昭和二四、一〇、一〇	日本銀行調査局	著作権の譲渡
右登録の原因	この著作物について、昭和二十四年七月十五日左記の者の間に著作権の譲渡があつた。譲渡人 東京都中央区日本橋本石町三の二 日本銀行調査局（代表者 明石　景明）　譲受人 東京都中央区日本橋本石町三の二 東洋経済新報社（代表者 斎藤　幸治）			
第五六七八号の一 昭和二四、一一、一	新しい経済学（第一分册）（全一冊）	昭和二四、七、一五 昭和二四、一〇、一〇	日本銀行調査局	著作権の譲渡
右登録の原因	この著作物について、昭和二十四年七月十五日左記の者の間に著作権の譲渡があつた。譲渡人 東京都中央区日本橋本石町三の二 東洋経済新報社（代表者 斎藤　幸治）　譲受人 アメリカ合衆国ニューヨーク市二二区マディソンアベニュー五〇一 アルフレッド・エイ・ノップ社			
第五六七九号の一 昭和二四、一一、一	ソフトボール（ルールとプレーの解説と指導）（全一冊）	昭和二四、八、三一 昭和二四、一〇、一	細見　又郎	著作権の譲渡
右登録の原因	この著作物について、昭和二十四年八月三十一日左記の者の間に著作権の譲渡があつた。譲渡人 東京都港区青山南町一の五五 細見　又郎　譲受人 東京都中央区銀座西二の一 株式会社ホームラン社（代表者 田中　幸利）			
第五六八〇号の一 昭和二四、一一、一	ソフトボール（ルールとプレーの解説と指導）（全一冊）	昭和二四、八、三一 昭和二四、一〇、一	細見　又郎	著作権の譲渡
右登録の原因	この著作物について、昭和二十四年八月三十一日左記の者の間に著作権の譲渡があつた。譲渡人 東京都中央区銀座西二の一 株式会社ホームラン社（代表者 田中　幸利）　譲受人 アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市一区ノース・ワバッシュ・アベニュー一八五 デフ・ダヴイス出版会社			

昭和二十五年九月　文部省

通商産業省公告

○公示送達

東京都港区赤坂青山北町一丁目八番地　小西　嚴
右の者に送達する昭和二十二年一月二十八日附昭和十九年商標登録願第四二号訂正書差出方通知書

右に同じ
右の者に送達する昭和二十一年三月六日附昭和十九年商標登録願第四一号訂正書差出方通知書

呉市下山田町一四番地　島村[illegible]之
右の者に送達する昭和二十一年三月二十七日附昭和十八年商標登録願第三七五八号訂正書差出方通知書

名古屋市千種区田代町字東屋敷一三一番地　伊神　醇侑
右の者に送達する昭和十九年九月二十五日附昭和十八年商標登録願第二四八八号訂正書差出方通知書

東京都文京区原町一四七番地　酒井　誠康
右の者に送達する昭和二十一年一月三十一日附昭和十七年商標登録願第五五〇〇号訂正書差出方通知書

大阪市北区真砂町二九番地　橋本　鹿蔵
右の者に送達する昭和二十二年十一月二十七日附昭和十八年商標登録願第四五二七号説明書差出方通知書

東京都台東区新坂本町三七番地　斎藤　是
右の者に送達する昭和二十三年一月二十八日附昭和十七年商標登録願第九一一九号訂正書差出方通知書

東京都港区芝公園五号地　野田調味料株式会社
右の者に送達する昭和二十三年二月十二日附昭和二十二年商標登録願第一三六〇四号訂正書差出方通知書

右に同じ
右の者に送達する昭和二十三年二月十二日附昭和二十二年商標登録願第一三六〇五号訂正書差出方通知書

右に同じ
右の者に送達する昭和二十三年二月十二日附昭和二十二年商標登録願第一三四七七号訂正書差出方通知書

東京都北多摩郡国分寺町恋ケ窪一六五番地　森田　忠孝
右の者に送達する昭和二十二年二月二十八日附昭和二十一年商標登録願第八六〇七号訂正書差出方通知書

大阪市西区九條中通二丁目五六番地　藪内　清之助
右の者に送達する昭和二十二年九月十九日附昭和十八年商標登録願第五五六号訂正書差出方通知書

大阪市北区都島本通四丁目四番地　塩崎　平吉
右の者に送達する昭和二十一年五月二十三日附昭和十六年商標登録願第一五八五八号説明書差出方通知書

右の書類は何時でも送達を受けるべき者にこれを交付する。

右商標法施行規則第十六條により準用する特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。

昭25.9.25.　第7112号

神戸市須磨区行幸町二丁目五番屋敷　都志平八郎
右の者に送達する昭和二十一年二月二十七日附昭和十八年実用新案登録願第一三六号訂正書差出方通知書

東京都北区中里町二二六番地　角野武司
右の者に送達する昭和二十一年五月二日附昭和十八年実用新案登録願第一四八五号訂正書差出方通知書

東京都世田谷区代田二丁目九二三番地　松浦徳男
右の者に送達する昭和二十一年二月二十二日附昭和十八年実用新案登録願第二八一〇号訂正書差出方通知書

東京都港区麻布六本木町六二番地竹皮屋アパート　久保山桂太郎
右の者に送達する昭和二十一年六月十一日附昭和十八年実用新案登録願第一〇九九一号訂正書差出方通知書

名古屋市中区東陽町四丁目一八番地　大野徳三郎
右の者に送達する昭和二十一年六月四日附昭和十八年実用新案登録願第四三七一号訂正書差出方通知書

川崎市大宮町一二三七番地三木珍治方　野村満男
右の者に送達する昭和二十一年五月十四日附昭和十八年実用新案登録願第九九九二号訂正書差出方通知書

東京都中央区日本橋通三丁目五番地　横田俊三
右の者に送達する昭和二十一年五月十四日附昭和十八年実用新案登録願第一一〇六三号訂正書差出方通知書

東京都品川区荏原一丁目二九七番地　福田喜雄
右の者に送達する昭和二十一年一月十六日附昭和十八年実用新案登録願第一四〇七一号訂正書差出方通知書

徳島市藍場町一丁目一七番地　大島徹一
右の者に送達する昭和二十一年四月二十五日附昭和十八年実用新案登録願第一六八一七号訂正書差出方通知書

東京都品川区荏原一丁目二九七番地　福田喜雄
右の者に送達する昭和二十一年一月十八日附昭和十八年実用新案登録願第一八八三六号訂正書差出方通知書

右に同じ
右の者に送達する昭和二十一年三月十五日附昭和十八年実用新案登録願第二二八二五号訂正書差出方通知書

大阪市大正区北恩加島町一三〇番地　酒井金夾
右の者に送達する昭和二十一年二月十四日附昭和十九年実用新案登録願第八八号訂正書差出方通知書

茨城県結城郡水海道町淵頭二九一番地　沖森壽男
右の者に送達する昭和二十一年七月二十五日附昭和十九年実用新案登録願第一八三四号訂正書差出方通知書

大阪市東区谷町三丁目三八番地　飯田孝夫
右の者に送達する昭和二十一年三月二十日附昭和十九年実用新案登録願第一九四八号訂正書差出方通知書

東京都大田区新井宿六丁目六四九番地　村田泰鑑
右の者に送達する昭和二十一年五月二十五日附昭和十九年実用新案登録願第二八三〇号訂正書差出方通知書

和歌山市久右衛門丁四五番地　棗栄吉
右の者に送達する昭和二十一年五月十三日附昭和十九年実用新案登録願第五八〇一号訂正書差出方通知書

東京都西多摩郡大久野村字玉之内八〇九六番地　橋本久次郎
右の者に送達する昭和二十一年六月二十一日附昭和十九年実用新案登録願第七八二六号訂正書差出方通知書

広島市広瀬之町一七〇番地　友本縫二
右の者に送達する昭和二十一年二月十四日附昭和十九年実用新案登録願第二二一九二号訂正書差出方通知書

大阪市東区谷町三丁目三八番地　飯田孝夫
右の者に送達する昭和二十一年四月二十六日附昭和十九年実用新案登録願第一三二〇四号訂正書差出方通知書

東京都墨田区小梅三丁目一番地　岡田進
右の者に送達する昭和二十年五月十六日附昭和二十年実用新案登録願第九一三号訂正書差出方通知書

東京都港区芝西久保明舟町一四番地　菊地政
右の者に送達する昭和二十二年二月十九日附昭和十九年実用新案登録願第二一一七号訂正書差出方通知書

高松市今新町三一番地　松木亀吉
右の者に送達する昭和二十一年二月十四日附昭和二十年実用新案登録願第一九四二号訂正書差出方通知書

大阪市大正区十島町八七番地　葛城政一
右の者に送達する昭和二十一年四月二十六日附昭和十九年実用新案登録願第二三一〇号訂正書差出方通知書

東京都文京区駒込神明町三三六番地岡田製作所内　尾崎彦松
右の者に送達する昭和二十一年五月二十四日附昭和十九年実用新案登録願第六一六一号訂正書差出方通知書

東京都杉並区和田本町九八一番地　伊藤喜三郎
右の者に送達する昭和二十一年五月二十一日附昭和十九年実用新案登録願第七八一六号訂正書差出方通知書

東京都品川区豊町四丁目一一八番地　那須正一
右の者に送達する昭和二十一年六月二十四日附昭和十九年実用新案登録願第七八四三号訂正書差出方通知書

右の書類は何時でも送達を受けるべき者にこれを交付する。
右実用新案法施行規則第七條により準用する特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。
昭和二十五年九月二十五日　特許庁

裁判所公告

○公示送達

昭和二十三年(き)第五一〇三号
被告人　木村市郎
右の者に対する公務執行妨害被告事件に付昭和二十五年十一月十三日午前十時公判を開廷するから当庁刑事第二号法廷に出頭されたい。
召喚に応ぜないときは刑事訴訟法施行法第二條旧刑事訴訟法第八十六條に依り勾引状を発することがある。
昭和二十五年九月十四日
東京高等裁判所第三刑事部
裁判長判事　藤島利郎

巴山鍊泰こと
氏名　趙鍊泰
右の者に対する窃盗、住居侵入被告事件について昭和二十五年十一月十三日午前十時に公判を開廷するから当裁判所第三号法廷に出頭されたい。
正当な理由がなく出頭しないときは、勾引状を発することがある。
昭和二十五年九月十五日
大阪高等裁判所第六刑事部
裁判長判事　岡利裕

金森政男こと
被告人　金順坪
右の者に対する恐喝被告事件について、昭和二十五年十一月十三日午前十時に公判を開廷するから、当裁判所第三号法廷に出頭されたい。
正当な理由がなく出頭しないときは、勾引状を発することがある。
昭和二十五年九月八日
名古屋高等裁判所刑事第一部
裁判長判事　薄井大介

被告人　荒堀進
右の者に対する横領被告事件について、昭和二十五年十一月十三日午前十時に公判を開廷するから、当裁判所第三号法廷に出頭されたい。
正当な理由がなく出頭しないときは、勾引状を発することがある。
昭和二十五年九月八日
名古屋高等裁判所刑事第一部
裁判長判事　薄井大介

地方公共団体公告

公債償還並びに利子支払について
山口県第一回公債(県立病院買収費)の利子並びに抽せんの結果当せんした左記元金に対しきたる九月一日より証券及び利札引換にこれを支払う。
昭和二十五年八月二十五日　山口県

第三回抽せん山口県公債元金償還当せん番号表
第一回山口県公債(病院買収費)
(昭和二十五年九月一日償還、昭和二十五年七月三十一日抽せん)
一万円券
五七　五〇　二四八
一六八　一六二　一八六　二三七
二四六　一六七　一八五　一三一
二一六　二三五　八〇　一七三
二二五
償還期日　昭和二十五年九月一日
公債種別　山口県第一回公債(県立病院買収費)
支払場所　株式会社山口銀行

会社その他の公告

解散公告(第一回)
当会は本年八月一日総会の決議により解散した。当会に対して債権のある者は第一回公告の日から二箇月以内に申出でがないと清算から除外される。
昭和二十五年九月二十五日
大阪市北区樋上町十味の素ビル
関西化学醤油協会
清算人　石東嘉三郎

解散公告(第一回)
当組合は昭和二十五年七月二日組合員の協議に依り解散致しました。債権者は第一回公告の日から二箇月以内に申出がない時は清算より除斥します。
昭和二十五年九月二十五日
名古屋市瑞穂区前田町二の三四
名古屋一閑張工業協同組合
代表清算人　川島芳太郎

解散公告(第一回)
当組合は昭和二十五年八月二十六日総会の決議により解散致しました。当組合に対し債権のある方は本公告掲載の日から向う二箇月以内に申出られたし。若しこの期間内に申出のないときは清算より除斥せられます。
昭和二十五年九月十二日
名古屋市中区南園町一の十三番地
丸派被服協同組合
代表清算人　中川專治朗

解散並びに債権申出公告(第一回)
当組合は中小企業等協同組合法(昭和二十四年六月一日法律第百八十一号)の規定により昭和二十五年二月二十八日を以つて自然解散致し清算を行うことになりましたので当組合に債権を有せられる方は第一回公告掲載の翌日から六十日以内に申出て下さい。若し此の期間内に申出の無い時は清算から除斥されます。
右中小企業等協同組合法第六十九條の規定に依り公告致します。
昭和二十五年九月十五日
名古屋市中村区大船町四丁目七番地
愛知県石鹸卸商業協同組合

解散並びに債権申出公告(第一回)
当組合は中小企業等協同組合法(昭和二十四年六月一日法律第百八十一号)の規定により昭和二十五年二月二十八日を以つて自然解散致し清算を行うことになりましたので当組合に債権を有せらるる方は第一回公告掲載の翌日から六十日以内に申出て下さい。若し此の期間内に申出の無い時は清算から除斥されます。
右中小企業等協同組合法第六十九條の規定に依り公告致します。
昭和二十五年九月十五日
名古屋市中村区大船町四丁目七番地
愛知県蠟燭卸商業協同組合

債権申出公告
本籍並最後の住所東京都澁谷区円山町七十四番地亡岡田タカの債権者及受遺者はこの公告の日から二箇月内にその請求を申出て下さい。右期間内に申出がないと清算から除外されます。
昭和二十五年九月二十一日
浦和市岸町五丁目三十七番地
亡岡田タカ相続財産管理人　渡辺一男

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十五年九月九日臨時株主総会の決議により解散致候につき当会社に対し債権を有せらるる方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内にその債権の御申出相成度若し右期間内に御申出無之ときは清算から除斥可致此段及公告候也
昭和二十五年九月十九日
大阪市東淀川区国次町五一五番地
大阪鍛造株式会社
代表清算人　村田和爵

解散公告(第三回)
当組合は昭和二十五年八月二十日を以て解散致しました。当組合に債権を有する方はこの第一回公告の日から二箇月以内に申し出られたい。若しこの期間内に申出のない時は清算から除斥せられます。
昭和二十五年九月二十五日
東京都文京区湯島天神町一の一〇九
東京都第一畳工業組合
清算人　八木乙蔵

解散公告(第二回)
当社は昭和二十五年七月二十日社員総会の決議で解散した。当社に対して債権のある方は第一回公告の日から二箇月以内に申出でられたい。若し此の期間内に申出のないときは清算から除斥せられる。
昭和二十五年八月二十六日
大阪市北区滝川町四十三番地の甲
天満凍氷販売有限会社
清算人　萩原養一

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十五年八月二十五日株主総会の決議に依り同日解散致しましたので当社に債権を有する方は本公告掲載日より二箇月以内に当会社に御申出下さい右期間内に御申出なきときは清算より除外致します。
昭和二十五年九月十六日
本店　大阪市浪速区大国町四丁目三十番地
清算事務所　大阪府南河内郡志紀村字二俣五〇の一
大阪廃車工業株式会社
清算人　小松貢

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十五年一月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散致しましたから当会社に対し債権を有せられる向は本公告第一回掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に申出のない時は清算より除斥せられます。
昭和二十五年二月十五日
京都市下京区松原通不明門東入俊成町四四四
サカブライト楽器株式会社
清算人　山田英二

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十四年十二月三十一日臨時株主総会の決議により解散した。右解散に異議ある向は本広告の日より二箇月以内に申出相成度若し右期間内に申出なき時は清算より除外されます。
昭和二十五年九月二十一日
福岡県朝倉郡甘木町一九五一番地
上野商事株式会社
清算人　上野静助

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十四年十月五日臨時株主総会の決議により解散した。右解散に異議ある向きは本広告の日より二箇月以内に申出相成度若し右期間内に申出なき時は清算より除外されます。
昭和二十五年九月二十一日
福岡県朝倉郡甘木町一八九四番地
有限会社上野百貨店
清算人　上野繁子

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十五年八月十五日開催の臨時株主総会の決議により同日解散致しました。当社に債権のある方は本公告の日より二箇月以内にお申出下さい。右期間内に御申出がない時は清算から除斥します。
昭和二十五年九月二十一日
浮羽郡川合村志塚島二一九番地
浮羽精麦製粉株式会社
清算人　中川勝

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十五年八月三十一日株主総会の決議により解散しましたから当会社に対して債権のある方は本公告の日から二箇月以内に申出下さい。若しこの期間内に申出のないときは清算より除斥致します。
昭和二十五年九月十日
奈良市西木辻町三百六番地
三洋蚊帳株式会社
清算人　松本好
同　櫻原秀信

会社解散公告(第二回)
当会社は株主総会の決議により昭和二十五年八月二十日解散致候について当会社に債権を有せらるる向は本公告掲載の翌日より二箇月以内にその債権御申出相成度右期間内に申出無之ときは清算より除斥可致此段公告候也
昭和二十五年九月二十一日
大阪市北区北同心町二丁目七十七番地
三恭商事株式会社
清算人　吉田光行

会社解散公告(第二回)
当会社は株主総会の決議により昭和二十五年九月十一日解散致しましたから当会社に債権を有せられる向は本公告掲載の翌日より二箇月以内にその債権御申出被下様右期間内に申出の無い時は清算より除斥致します故此段公告致します。
昭和二十五年九月二十一日
大阪市天王寺区南玉造八番地
株式会社北中製作所清算事務所
清算人　山下登

合併公告
左記の甲乙両会社は昭和二十五年九月十五日開催の株主総会に於て甲は乙を合併してその権利義務を承継し乙は解散することを決議しましたので右に対して異議のある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内にその旨申し出で下さい。
昭和二十五年九月十五日
宇部市大字中宇部字沖の山二千七十番地の十六
甲　元山運輸商事株式会社
宇部市大字中宇部字沖の山二千七十三番地の十三
乙　城南造船鉄工株式会社

解散公告(第一回)
当社は昭和二十五年七月二十一日解散した。債権者は昭和二十五年十二月三十一日迄に申出られたい。もしこの期間に申出られない時は清算より除斥せらる。この旨公告する。
昭和二十五年九月二十五日
大阪市曾根崎中二丁目一番地
株式会社松葉屋商店
清算人　吉崎誠一郎

解散公告(第一回)
当社は昭和二十五年七月八日解散した。債権者は昭和二十五年十二月三十一日迄に申出られたい。もしこの期間内に申出のないときは清算より除斥せられる。この旨公告する。
昭和二十五年九月二十五日
本店　大阪市福島区玉川町四丁目五三
清算事務所　守口市本町一五番地
関西中央興産株式会社
清算人　樋口彌三郎

資本減少公告
昭和二十五年九月十八日開催の臨時株主総会に於て当会社の資本金三百万円を一百七十三万円に減少可致ことに決議相成候に就ては右減資に異議ある債権者は本公告の翌日より二箇月以内に其旨御申出相成度
昭和二十五年九月十八日
大阪市天王寺区烏ヶ辻町一二番地
大阪ゴム資材株式会社

減資公告
当会社は昭和二十五年九月十六日の臨時株主総会で資本金六十万円也を金四十二万五千円也に減少する決議をした。この資本減少に異議ある債権者は本公告掲載の翌日より二箇月以内に申出でられたい。
昭和二十五年九月十三日
大阪市東住吉区北田辺町一三〇番地
株式会社竹常商店

資本減少公告
当会社は昭和二十五年八月三十日臨時株主総会に於て資本金百三十万円を金百万円に減少することを決議為したり。右資本減少に異議ある債権者は本公告掲載の翌日より二箇月以内に当会社にその旨申し出で下さい。
昭和二十五年九月十九日
京都市中京区東洞院通蛸薬師上る御射山町二百八十三番地
株式会社大平商会

減資公告
本会社は昭和二十五年七月三十日株主総会の決議により資本金を二十七万一千二百五十円に減少したからこれに異議ある債権者は本公告の日より二箇月以内に当社に申し出られたい。
昭和二十五年八月一日
神戸市生田区元町五丁目五〇
株式会社山内園

合併公告
左記甲乙両会社は昭和二十五年八月三十一日開催の株主総会及び社員総会において甲は乙を合併して存続し乙は解散することを決議しましたからこの合併に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。
昭和二十五年九月二十日
岡山県児島市赤崎二四一四番地
(甲)　株式会社中村若商店
岡山県児島市赤崎二一三二番地
(乙)　三和帆布有限会社

第7112号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

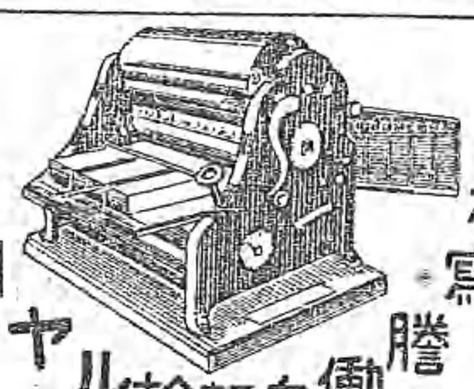

機寫謄
働自転輪ローヤル
ローヤル商会
東京神田神保町1の64
TEL神田(25)4045

資本減少公告

当会社は昭和二十五年九月十日臨時株主総会の決議に依り資本金一百万円を三十九万八千五百円に減資しましたから右減資に異議ある債権者は本公告掲載の翌日から三箇月以内に其の旨御申出下さい。

昭和二十五年九月十日

東京都中央区銀座八丁目二番地
株式会社大徳帽子店

解散公告(第一回)

当所は昭和二十五年七月二十一日の臨時総会の決議により解散致候に付債権を有せられる向は本公告第一回の日より二箇月以内迄に御申出相成度若し右期間内に其の御申出無きときは清算より除斥可致候間此段公告候也

昭和二十五年九月二十五日

東京都中央区日本橋通二の六
社団法人日本油脂研究所
清算人一同

減資公告

当社は昭和二十五年九月二十二日の株主総会で資本金百万円を金六十二万円に減少する決議をした。此の資本減少に異議ある者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出られたい。

昭和二十五年九月二十二日

墨田区吾嬬町東七の四十五番地
小川製帯有限会社
代表社員　小川　武光

合併公告

昭和二十五年九月二十日開催の下記会社の株主総会及社員総会に於て浪速商事株式会社は合資会社伊勢村商店を合併して存続し合資会社伊勢村商店は解散することの決議を致候につき合併に対し異議ある債権者は本公告掲載の翌日より二箇月以内に関係会社にその旨申出相成度商法の規定に依り此段公告候也

昭和二十五年九月二十日

大阪市西区靱上通一丁目三十五番地　浪速商事株式会社
大阪市東区北久宝寺町二丁目五十四番地の一　合資会社伊勢村商店

臨時株主総会招集公告

昭和二十五年十月十六日(火)午前十時より東京都千代田区富士見町一丁目十番地共済ビル二階会議室に於て左記事項につき臨時株主総会を開催致しますから御出席下さい。

昭和二十五年九月二十五日

東京都中央区京橋一丁目二番地
日本商工振興株式会社
専務取締役　常盤　松美

株主各位

会議の目的たる事項

第一号議案　現在の資本金二千万円を五千万円に増資の件

第二号議案　定款変更の件

第三号議案　取締役一名選任の件

臨時株主総会決議公告

去る昭和二十五年九月十五日開催の当社臨時株主総会において左記の通り決議せられましたから茲に公告致します。

昭和二十五年九月十九日

新日本汽船株式会社
取締役社長　山県　勝見

株主各位

議案第一号、第二号、第三号については何れも原案通り承認可決となりました。

以上

増資新株割当についての御注意

一、右の資本増加の決議に基き増資新株式は取締役会の決議に基き昭和二十五年九月三十日午後五時現在の株主に対しその所有株一株につき新株式一株の割合で割当てられますが左記公告の通り株式書換等の停止を致しますから名義書換未済の方は九月三十日迄に関係書類が当社に到着する様至急御手続下さい。

以上

株式名義書換停止公告

去る十月一日より定時株主総会終了の日迄株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示及び抹消を停止致します。

昭和二十五年九月十九日

新日本汽船株式会社

抽籤及償還予告

昭和二十五年九月

株式会社日本勧業銀行

来る十月二日午前九時より当行内に於て左記債券の抽籤を執行致します。

貯蓄債券第十四回四十組二十一万六千円、同第十五回二十組五万四千円、同第十七回五十組二十八万四千円、同第二十二回八十組四十一万四千円、戦時貯蓄債券第三回百十五組六十五万五千五百円、同第十二回及同特号百五十四組七十五万九千円、同第十五回百二十四組百二十五万一千二百円、同第二十一回二十八組二十七万二千円、報国債券第八回五十五組百六万円、戦時報国債券第三回六十組百二十三万七千五百円、同第十五回二十組百十一万七千円、勧業債券第三五回三組四万五千円割引第七回五組三万円、同第一〇回六組三万六千円同第一一回六万円、勧業債券第一二八回二十万円、同第一三九回十万円、同第一四二回六十万円、同第一五七回百四十万円、同第一六三回四百万円同第一六九回四百三十一万円同第一七三回一億五百万円、三重県農工債券第一五五回四十九万九千九百円、同第一六二回十六万円福島県農工債券第二〇三回百五万円茨城農工債券第一五〇回六万円同第一五四回三万円同第一六四回六万円神奈川県農工債券第一七七回七万円同第一七八回五千円同第一七九回四万円同第一八〇回三万円同第一八二回七万円愛知県農工債券第一五〇回四万円岡山県農工債券第一四六回三万円同第一六〇回三万円

訂正公告

昭和二十五年九月十九日官報第七一〇八号掲載「整理計画認可申請公告」及び「整理計画認可公告」の日附昭和二十五年八月とあるは何れも昭和二十五年九月十九日の誤

特殊整理人　渡部慶之進外

公告

昭和電工株式会社第一回物上担保附社債の担保に関し委託会社と受託会社との間に今般左記要旨の担保変更契約を締結しましたので此段公告します。

一、受託会社は前記社債の担保の一部である札幌法務局芦別出張所登記第二号鉱業財団の組成物件たる豊里鉱業所が今般他へ譲渡されることゝなつたので此の財団の上の抵当権を解除する。

昭和二十五年九月二十五日

委託会社昭和電工株式会社
委託会社株式会社日本興業銀行

株式申込証拠金領収証無効公告

当社増資新株式申込証拠金領収証左記の通り喪失の旨届出ありたるにつき本公告の日より三十日以内に異議の申立なきときは無効とす。

昭和二十五年九月二十五日

東京都千代田区一番町十五番地
日本化薬株式会社
取締役社長　土屋陽五

株式申込証拠金領収証無効公告

当社増資新株式申込証拠金領収証左記の通り喪失の旨届出ありたるにつき本公告の日より三十日以内に異議の申立なきときは無効とす。

昭和二十五年九月二十五日

東京都千代田区一番町十五番地
日東証券株式会社
取締役社長　土屋陽三郎

名義百株自第五九九四〇号至第五九九四五号六枚第一銀行兜町支店扱

須田幸一郎名義百株自第七〇四六号至第七〇四六二号三枚大和銀行日本橋支店扱

大住達雄著
商法と会計
A版上製箱入 三百余頁 二六〇円 三五円
企業会計に関する商法規定の解説。待望の書初めて茲に成る。経理に携る者全ての必読書
東京都千代田区丸の内ビル六八四
中央経済社
振替東京一〇六三九

印刷庁発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
電話九段(33)二一五六
振替東京一九〇〇〇
官報課

定価　一ヶ月　百五十円　一部　六円　送料　実費
公告料　八ポイント一行　十七字詰　百　円
広告料　八ポイント一行　十七字詰相当　二百　円

書図行発庁刷印
新刊●女性新書　第22集　発売中!!
女性とことば
定価45円・〒6円
B6判美麗製本!!
日本国語界の権威 文部事務官 白石大二著
主要内容
1、女性語とはどういうものか、その特色は……
2、女性語の女らしさとはどういうことか、どうあるべきか。
3、言語とは。……言語を効果的に用いるには。……
販売所　官報販売所　全国各地の主要書店
全国各地の官報販売所（書店に無い場合は、直接当庁へ）
女性新書第23集要の一生近刊